平成21年度　特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する調査研究報告書

平成２２年３月

財団法人　知的財産研究所

要　約

［背景］

特許庁は、インターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して審査官が検索できる『先端技術情報アーカイブ』を構築予定

［目的］

審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成

［調査］

・海外知財庁におけるウェブアーカイブサービスの審査での利用状況
・ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決、判決等
・インターネット上で公開されている情報に関する国内調査
・ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性、必要性、問題点等に関する国内調査

［論点］

・ウェブアーカイブ文献の証拠力
・公知性
（一瞬だけインターネット上で公開された情報）
・その他主な論点
（第三者公開）

［留意点］

・アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱い
・自動収集に対する抵抗感
・公知日
・修正前後の情報や理由があって削除された情報の取扱い
・他の特許庁との運用の調和の必要性

［今後の課題］

・論点、留意点の更なる整理検討
・情報掲載元への自動収集の目的や内容、範囲、方法、根拠等の事前の十分な周知
・出願人への『先端技術情報アーカイブ』に登録された情報の審査実務における詳細運用の事前の十分な周知

Ⅰ．　序

１．　本調査研究の背景及び目的

特許庁は、特許庁新検索システムに関し、「特許庁業務･システム最適化計画（検索系システム追補版）」を公表し、当該最適化計画の中で、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できる「先端技術情報アーカイブ」を構築する予定としている。「先端技術情報アーカイブ」に類するウェブアーカイブサービスは既に民間事業者によるものが実現されているものの、「先端技術情報アーカイブ」の審査実務での利用性、収録された情報の公知性及び非改ざん性、その他要件などについては、十分な検討がなされておらず、前記「先端技術情報アーカイブ」を構築する際には、このような論点等を包括的に整理する必要がある。

本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的として実施した。

２．　想定されるウェブアーカイブシステム

現在、特許庁においては、対象ＵＲＬを設定し、設定された対象ＵＲＬで公開されている情報を自動収集（クローリング）し、インデックスを作成するとともに、情報を蓄積した日付及び蓄積後に改ざんされていないことを証明する仕組みとしてタイムスタンプを導入したウェブアーカイブシステムを想定している（図 1）。

図１　想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図

また、本ウェブアーカイブシステムは、特許庁審査官が利用することを想定しており、蓄積された情報の第三者公開は行わないことが想定されている。このため、特許出願人は、出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できない場合が生じる。

なお、蓄積される情報は、技術標準や規格等ある程度まとまっている文書の蓄積が想定されており、蓄積時のファイル形式は、プリントアウトされた状態に近いPDF等の形式が想定されている。蓄積情報の記録は、特許庁の電子計算機上の記録（HDD）が想定されており、また、収集機関は特許庁であるが、作業自体は外注（非公務員による作成）も視野に入れることが想定されている。

Ⅱ. ウェブアーカイブサービスの現状

1996年、米国議会図書館やスミソニアン博物館などの機関との協力により、デジタルコンテンツの永久ライブラリを構築するために設立された米国のNPO法人インターネットアーカイブ（Internet Archive）が運営しているウェイバックマシン（Wayback Machine）は、現在1500億ページ程度のコンテンツを有しており、探したい公開サイトのURLを指定すると、そのサイトの過去のページを閲覧することができる。

また、我が国においては、国立国会図書館によるウェブアーカイブ事業（WARP）が行われており、また、農林水産省が運営している農林水産研究情報のウェブサイト「AGROPEDIA」の中の「Webアーカイブ」がある。

Ⅲ. ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の各知財庁における、特許出願審査でのウェブアーカイブサービスの利用状況の調査を行った。

我が国特許出願の審査においては、技術常識の参考資料としてウェイバックマシンから得られた情報を先行技術文献として引用する場合がある。

米国特許商標庁においては、インターネット検索で発見された先行技術文献に該当しうる資料の信頼性及び日付が、電子ドキュメントそれ自体からは明らかでない場合には、これらの判断のためにウェブアーカイブサービスを利用することができる。

英国知的財産庁においては、審査官は特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を証明するためにウェイバックマシンを利用している。このサービスにより確認された日付は、一般に有効な日付と考えられている。

ドイツ特許商標庁においては、ウェイバックマシンを審査に利用している。頻繁に行われるのは、インターネット情報の公開日の確認である。

欧州特許庁においては、特定のウェブページの公開日を立証、確認するためにウェイバックマシンが使用されることが時折ある。

Ⅳ.　ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等

我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁において既存のウェブアーカイブサービスに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等の調査を行った。

我が国においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした東京地方裁判所判決（平成16年（ワ）第10431号）と、信頼できないとした知的財産高等裁判所判決（平成18年（行ケ）第10358号）とがあった。

英国においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした英国知的財産庁の決定（BL 0/362/09）があった。

ドイツ及び欧州特許庁においては、それぞれ信頼できないとしたドイツ連邦特許裁判所判決（17 W（pat）1/02)、欧州特許庁技術審判部審決（T 1134/06）があった。

Ⅴ.　インターネット上で公開されている情報に関する国内調査

インターネット上で公開されている情報の取扱いの現状を把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業を対象に国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査を実施した。

準公的標準化団体において、インターネット上に公開している情報としては、標準や規格、技術レポート、各種報告書等が挙げられたが、会費を伴う会員制がとられていることから、アクセスにパスワードが必要な情報や有償の情報も含まれることが認められた。

アクセスにパスワードが必要な情報の中には、会員のみを対象とした一般に公開することを目的としていない情報と、標準等会員以外にも有償により広く公表することを目的とした情報とが認められ、他方、冊子は有償であっても、閲覧のみはインターネット上でパスワード不要で可能である情報もあることが認められた。

なお、標準や規格については、文書の性質上、公開期間が1ヵ月未満程度の短い場合は少ないとする機関もあり、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、印刷物を組織内に保管している場合も多い傾向が認められた。

次に、企業において、インターネット上に公開している内容としては、パンフレット、マニュアル、技報の他、技術参考資料、技術解説等が挙げられ、更新のタイミングとしては、技報等、定期的に更新されているものもあったが、技術参考資料等、随時のものもあった。なお、公開期間が1ヵ月未満のものもあるとする企業もあり、修正は必要に応じ適

宜行っているとする企業もあった。
　公開している内容は無償でアクセスにパスワードは不要とする企業が多かったが、ダウンロードにあたっては「ご利用の条件」等に同意していただく必要があるとする企業もあり、一部有償の内容もあるとする企業もあった。また、会員サイトへのアクセスにパスワードが必要な場合について、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用しているとする企業もあった一方、会員サイト上に掲載する情報へのアクセスにパスワードを設ける場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがあり、これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしないとする企業もあった。
　なお、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、技報は印刷物で保管されている場合が多い傾向が認められたが、その他の情報については、電子データのみが記録メディアやサーバで保管されている場合もあることが認められた。

VI.　ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する国内調査

　ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等を整理・検討するため、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業を対象に国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査を実施した。
　準公的標準化団体において、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、会員サイトのように閲覧者を限定する運用がなされ、プロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくない点や検討段階の文書は不完全であることから審査で利用することは望ましくないとする点、収集された情報が審査に利用された場合には特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起こり得るように思われる点等が挙げられ、標準や規格については、広く使っていただくものではあるが、これらの情報を含めホームページに掲載している情報は、ウェブアーカイブシステムにより自動収集され、特許審査に利用されることを想定して運用されていないことへの懸念が認められた。
　次に、企業において、特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについては、積極的に構築すべきと考えるとした企業もあったが、蓄積された情報について法的根拠があれば構築することは問題ないとする企業、一般に公開にされるのであれば構築することは問題ないとする企業もあった。また、費用対効果の検討が望まれる、蓄積される内容によるとする企業もあり、反対するとした企業もあった。
　特に、蓄積される情報の内容については、情報・通信・電気分野の標準や規格、ビジネ

スモデルやソフトウェア分野は審査において有用であるとした企業があった一方、企業サイトの技術情報については特許出願後であるか、学会や展示会、パンフレット等において紙媒体で先に公表されていると思われるとした企業が複数あった。なお、標準や規格については策定団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうかとする企業もあった。

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについて、審査の段階においては、ウェブアーカイブに蓄積された日付とウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題、企業サイトは適宜修正が行われていることに対する修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの問題、日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ文献は外国出願に適用されるのかどうかの問題等が挙げられた。また、公開の段階においては、企業サイトの情報が蓄積され公開された場合、契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じる点が複数の企業より挙げられた。そして、企業サイトの情報が蓄積された場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができると考えるかについては、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるので許諾することはできないと考える企業、現時点ではわからないとする企業が多かった一方で、蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした企業が多く、公開されることのニーズが認められた。

蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかについては、インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、納得できるとする企業もあったが、タイムスタンプが確かなものであれば納得できる、蓄積される情報が規格書や技報であり、システムに信頼性があれば納得できるとする企業もあった。

そして、運用方針の詳細説明が求められるとし、一瞬のみ公表された情報の取扱い、海外特許庁へはどのように提供されるのか等について事前に検討されることが望まれるとする企業もあり、また、公開されることが望まれるとする企業も複数あった。

他方、納得できないとする企業も複数あり、大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、特許出願しているとする企業や、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨に反するとする企業もあり、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題があるとする企業もあった。

そして、先行技術文献調査が出願人に求められているが、インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではないことから、蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明、また、出願人が出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないこ

とに対する説明等が求められるとする企業もあった。

Ⅶ.　特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点

１.　論点

（1）　ウェブアーカイブ文献の証拠力

ウェブアーカイブ文献は出版された文献のように発行日情報が無く、また、インクの上書き跡等のアナログ情報による改ざん性の推定も容易ではないことから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点がある。

現在、特許庁においては、上記Ｉ.２.で記したウェブアーカイブシステムを想定しており、蓄積情報は、電磁的記録媒体（HDD など）に蓄積されることが想定されている。

電磁的記録媒体に蓄積された情報は、それ自体、直接に人の目で見て、読んで、内容を認識することができないという特性を有することから、従来から、民事訴訟法上の扱いについては議論がある。現在の実務において比較的多数の考え方であろうと思われる見解によれば、訴訟では、プリントアウトしたものが文書の原本として扱われ、その文書を書証に関する方式により取り調べることになるであろう。そして、文書の証拠力については、文書の記載内容が作成者の思想の表現であると認められるか否かという形式的証拠力と、立証命題となる事実を証明するにつき文書の記載内容がどの程度寄与し得るのかという実質的証拠力の問題があるとされる。議論はあり得るが、実務の傾向としては、電磁的記録媒体に蓄積された情報をプリントアウトしたものについては、情報処理がコンピュータシステムにより機械的に行われる部分が多くを占めることもあって、形式的証拠力は問題にならないのが通常であるとされ、実質的証拠力の問題として処理される傾向にあるといえる。

そこで、ウェブアーカイブシステムについてみれば、本件蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、①　蓄積・記録過程の正確性、②　蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③　蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される（ウェブアーカイブ情報の収集先における情報の改ざんなどの問題は、ウェブアーカイブ固有の問題ではないので、ここでの検討対象とはしない。）。

裁判となった場合には、裁判所が、文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる。そして、裁判

において、ウェブアーカイブ文献の証拠力が争われる場合の想定として主なものを挙げてみると、第１に、本件①ないし③の過程を通じたウェブアーカイブシステム自体に生じ得る誤りや不正確性などが問題とされる可能性が想定される。すなわち、システム自体の信頼性に係る問題である。第２に、システムに関与する者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これは、関与者が改ざんなどを行うのを防止するシステム上の問題であると同時に、関与者の教育など労務管理的な側面も有する。第３に、特に上記②の保管過程において、外部の第三者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これもシステムの改ざんなどの防止に関するセキュリティシステムの問題であろう。

以上の想定から整理し直せば、(1) 上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており、実際に誤りなく作動しているのか、(2) 上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され、実際に作動しているのか、さらに、(3) 本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少ないであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

（２）　公知性

インターネット上への情報の掲載は容易であることから、誤りのある情報や公開する意図のなかった情報を一瞬だけ掲載してしまった後、すぐに削除されるケースがある。

このようにインターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点もある。

なお、「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第5章には電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」の記載があり、この基準の運用を適切に行ううえで、短時間とはどの程度を意味するのかの争いが生じる可能性が考えられる。

システムにおいて、一定の間隔で複数回クローリングを行い、そのうえで情報を構築すべきか否かという観点での検討も必要と考えられるが、特許・実用新案審査基準において、「短時間だけインターネット上で公開されたもの」は「公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例」として挙げられているにすぎず、審査実務においては、審査官が審査時にインターネット上で発見した場合には通常は問題にはならないことから、短時間がどの程度かということは明確ではなく、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に、「公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの」についての運用の詳細の検討が求められるものと考える。

このため、この論点は、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、より問題となるものと考える。

（３）　その他論点（第三者公開）

その他の主な論点としては、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者公開が挙げられる。

ヒアリングやアンケート結果によれば、ウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者への公開のニーズはあるが、第三者にネットワークを介して公開することとすると、著作権法第23条により、情報掲載元（著作権者）に公衆送信権の許諾を得ることが必要となる。これまでに特許庁が蓄積を進めてきている意匠やCSDB（コンピュータ・ソフトウエア・データベース）のインターネット公知資料の公開にあたっては、許諾を得ることが難しい現状があり、特に、企業サイトにおいて公開された情報については、著作権者との契約により著作物の二次利用が禁じられている場合もあり、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であることから許諾することは難しいとする企業もある。

しかしながら、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、出願人は出願時に先行技術文献調査により検索できない情報により、出願が拒絶される場合が生じる。

出願人は、大きな費用をかけて先行技術文献がないことを先行技術文献調査で確認して出願し、将来取得される特許権を前提に膨大な費用を投じて研究開発を進めており、また、特許庁は先行技術文献調査を出願人に求めていることからも、公開を望む企業も多い。

このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。その際には、情報の一部のみの利用は無料としつつも、情報全体を利用する際には、利用者にコストを負担させることについても検討することも求められよう。

２．　留意点

（１）　情報蓄積時の留意点

（ｉ）　アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱い

情報へのアクセスにパスワードが必要な場合、例えば、特定の会員のみを対象として掲載された一般に公開することを目的としていない場合がある。また、会員以外にも有償により広く公表することを目的とする場合や印刷された冊子は有償であっても、インターネット上での閲覧はパスワード不要で無償で可能な場合もある。

特に、一般に公開することを目的としていない情報の取扱いに対しては留意が必要であると考えるが、他方で、広く公表することを目的とする情報であっても、アクセスにパスワードが必要かどうか、また、有償であるかどうかについて、情報掲載元により様々であることが考えられることから、ウェブアーカイブシステム構築においては、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱いについて、詳細な検討が求められると考える。

（ⅱ）　自動収集に対する抵抗感

ヒアリング及びアンケートの調査対象であった準公的標準化団体においても企業においても、ウェブアーカイブシステムによって掲載している情報が自動収集されることを想定してホームページを運営していない現状があった。また、出願人でもある企業においても、既存のウェブアーカイブサービス（ウェイバックマシン等）も十分には知られておらず、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築予定であることを知らなかったとする企業もあった。

準公的標準化団体においても企業においても、特許庁が構築するウェブアーカイブシステムの自動収集の範囲や方針、根拠等や、審査実務における運用の詳細を十分に事前に明確にされることなく、インターネット上の公開情報が自動収集され、審査に利用されることについては、様々な懸念を抱き、抵抗を感じていることに対する対応が求められると考える。

（２）　審査時の留意点

（ｉ）　公知日

現行の「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第５章においては、「公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行う」としている。特許庁がウェブアーカイブを構築する場合には、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であると考える。

（ⅱ）　修正前後の情報や理由があって削除された情報の取扱い

インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの検討が求められると考える。また、情報掲載元から蓄積された情報の削除や修正の申し入れの機会を設けることについての検討も求められるが、その場合は情報掲載元から情報が恣意的に削除される可能性についても検討が求められると考える。

（３）　他の特許庁との運用の調和の必要性

ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいと考える。特に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積された情報が欧米の特許庁をはじめとする他の特許庁における審査において、どのように取り扱われるかということについては、日米欧三極特許庁会合等の場を通じて、十分に議論が行われ、審査実務の調和を図る方向で検討されることが必要であると考える。

Ⅷ.　まとめ

本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的として実施した。
現在既に民間のウェブアーカイブサービスは存在しており、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の審査実務において、米国の NPO 法人であるインターネットアーカイブが運営しているウェイバックマシンに記録されている情報を、特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を確認するために利用されていた。しかしながら、ウェイバックマシンに記

録された情報の信頼性が争われた審決・判決等において、その信頼性に対する判断は事例により異なるものであった。

そして、我が国特許庁がウェブアーカイブを構築し、蓄積した先端技術情報を審査資料として利用する場合、問題が顕在化すると想定される点のひとつとして、裁判となった場合のウェブアーカイブ文献の証拠力の問題があると考えられることから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点について検討を行った。

また、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかの論点についても検討を行った。さらに、その他主な論点、留意点の抽出を行った。

ウェブアーカイブ文献の証拠力の問題については、ウェブアーカイブシステムについて、蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、①蓄積・記録過程の正確性、②　蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③　蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される。

裁判となった場合には、裁判所が、プリントアウトした文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる。そして、(1)上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており、実際に誤りなく作動しているのか、(2)上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され、実際に作動しているのか、さらに、(3)本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少ないであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟

法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

次に、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点については、一瞬だけ公開された情報も公衆に利用可能な情報であるといえるのかについて、現行の特許・実用新案審査基準においては、公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」が挙げられているにすぎず、今後、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に､｢公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの｣についての運用の詳細の検討が求められものと考える。

また、ウェブアーカイブに記録された情報の公知日について、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であると考える。

また、インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの検討が求められると考える。

さらには、ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいと考える。

そして、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築し、インターネット上の公開情報を自動収集し、審査に利用するにあたっては、情報掲載元にも出願人にも、自動収集の目的や内容、範囲、方法、根拠等や、審査実務における運用の詳細が事前に十分に周知されることが望まれる。

情報掲載元においては、現状、掲載している情報が自動収集され、審査に利用されることを想定してホームページを運営しておらず、特に、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の内容は情報掲載元により様々であり、今後、これらの情報の取扱いについての詳細な検討と事前の周知が必要であると考える。

他方、出願人に対しては、蓄積内容や審査実務における運用方針の詳細についても事前に周知されることが望まれる。なお、ウェブアーカイブそのものが広くは知られていない現状もあったが、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築した場合、蓄積された情報の公開を望む出願人が多く、このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。

そして、今後さらに、特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点、留意点等の整理・検討が進められ、的確な審査を実現し、産業の発達に寄与するシステムの検討が進められることが望まれる。

はじめに

特許庁は、特許庁新検索システムに関し「特許庁業務・システム最適化計画（検索系システム追補版）」を公表し、当該最適化計画において、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できる「先端技術情報アーカイブ」を構築する予定としている。

この「先端技術情報アーカイブ」は、インターネット上で公開された情報であっても、その後、削除又は修正され、同一の情報を閲覧できなくなることがあることから、そのような情報を予め収集しておき、審査時に先行技術情報としてそれらの情報を検索し、公知技術として引用するために構築されるものである。

しかしながら、「先端技術情報アーカイブ」に類するウェブアーカイブサービスは既に民間事業者によるものが実現されているものの、「先端技術情報アーカイブ」の審査実務での利用性、収録された情報の公知性及び非改ざん性、その他要件などについては、十分な検討がなされておらず、前記「先端技術情報アーカイブ」を構築する際には、このような論点等を包括的に整理する必要がある。

本報告書は、今年度、特許庁からの委託を受け、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて調査、検討し、その結果を取りまとめたものである。本報告書が、「先端技術情報アーカイブ」の構築に向けた検討にあたっての基礎資料として活用いただければ幸甚である。

最後に、本調査研究の遂行にあたり、貴重なご意見、ご指導、ご協力いただいた委員各位、海外調査及びアンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただいた関係各位、ご講演のご協力をいただいた国立国会図書館に、この場を借りて、深く感謝申し上げる次第である。

平成 22 年 3 月
財団法人　知的財産研究所

「ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関する調査研究」委員会名簿

委員長

熊谷　健一	明治大学法科大学院 教授

委　員

江幡　奈歩	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
亀井　正博	富士通株式会社 知的財産権本部 本部長代理 兼 知的財産戦略室長
潮海　久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
田中　昌利	長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士
田端　泰広	株式会社リコー 法務・知財本部 審議役 兼務 リコーテクノリサーチ株式会社 相談役
別所　直哉	ヤフー株式会社 法務本部 最高コンプライアンス責任者 兼 法務本部長
光主　清範	東芝テック株式会社 技術企画部 首席主幹

（敬称略　五十音順）

オブザーバー

木方　庸輔	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査企画室 審査システム企画班 課長補佐
和瀬田　芳正	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査企画室 検索情報企画班 課長補佐
堀　洋樹	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査企画室 審査システム企画班 審査システム企画第一係長 課長補佐
星野　昌幸	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査基準室 室長補佐
中村　浩	特許庁 特許審査第一部 調整課 審査推進室 電子情報計画班 室長補佐
梶本　直樹	特許庁 総務部 企画調査課 研究班長
今子　さゆり	ヤフー株式会社 法務本部 知的財産 マネージャー

委員兼事務局

小尾　美希	財団法人 知的財産研究所 研究員

事務局

内田　剛	財団法人 知的財産研究所 研究員
川畑　早苗	財団法人 知的財産研究所 主任研究員
岩井　勇行	財団法人 知的財産研究所 統括研究員
瀧内　健夫	財団法人 知的財産研究所 研究第二部長

目　次

資料編

本調査研究は、財団法人 知的財産研究所 瀧内健夫 研究第二部長、岩井勇行 統括研究員、川畑早苗 主任研究員、内田剛 研究員、小尾美希 研究員が担当し、本報告書は、本調査研究委員会における議論を基に、各委員及び事務局が分担執筆したものである。

本報告書の執筆分担は以下のとおりである。

Ｘ．２．（１）　：　田中昌利委員
Ｘ．２．（２）（３）　：　熊谷健一委員長
Ｘ．３
ＸＩ
その他の部分　：　事務局

本調査研究の進行及び本報告書の作成にあたっては、特許庁特許審査第一部調整課 木方庸輔課長補佐、和瀬田芳正課長補佐、堀洋樹課長補佐の各氏に、多大なご協力をいただいた。

また、本調査研究の海外調査における弁護士事務所質問票調査は、以下の法律事務所に依頼した。

米国	（資料Ⅱ 資料Ⅱ－２）	：	Westerman, Hattori, Daniels & Adrian LLP
英国	（資料Ⅱ 資料Ⅱ－３，Ⅱ－４）	：	Bird & Bird LLP
ドイツ	（資料Ⅱ 資料Ⅱ－５，Ⅱ－６）	：	Bird & Bird LLP
欧州特許庁	（資料Ⅱ 資料Ⅱ－７，Ⅱ－８）	：	Bird & Bird LLP

Ⅰ．　序

本調査研究は、特許庁産業財産権制度問題調査研究事業の一環として、ウェブアーカイブに記録された先端技術情報の公知性等に関して、調査研究したものである。

１．　本調査研究の背景及び目的

特許庁は、特許庁新検索システムに関し、経済産業省全体管理組織（e-METI PMO）により平成20年10月30日に策定された「特許庁業務･システム最適化計画(検索系システム追補版)[1]」を公表し､当該最適化計画の中で､審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能によって庁内に登録して検索できる「先端技術情報アーカイブ」（先行技術情報検索サイト）を構築する予定としている。

> (b) Web 上の先行技術情報検索サイト（先端技術情報アーカイブ）の構築
> 現在、意匠分野においては、タイムスタンプを付与したインターネット公知資料を審査資料として庁内の検索系システムに登録している。インターネット技術の進歩に適切に追従できるように、特許・実用新案、商標とあわせて、審査において必要となるインターネット上の公開情報を自動収集機能を用いて庁内に登録して検索できる「先行技術情報検索サイト（先端技術情報アーカイブ）」を構築する。
> 収集した先行技術情報等は、収集時期が証明できる仕組み（タイムスタンプ）の検討や、改ざんされていないかを証明する仕組み（電子証明等）の導入を行い、公報や雑誌等と同様に日時を指定した検索等を可能とする。

（出典：「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」の策定について　計画本文[2]　7頁）

特許法第29条第1項第3号[3]では「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」についても発明の新規性阻却事由であるとしている。一方で、いったんインターネット上で

---

[1]「特許庁業務・システム最適化計画(検索系システム追補版)」の策定について（特許庁、2008 年 10 月 30 日）<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/system/system_saitekika_sakutei.htm> ［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］
[2] 前掲1
[3] 第二十九条
産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。
一　特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二　特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
三　特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
（後略）

公開された情報であっても、その後、削除又は修正され、同一の情報を閲覧できなくなることがある。とりわけ、技術標準、規格に係る情報について顕著であり、的確な審査を実施する上での課題となっている。例えば、通信の規格文書である「インターネットドラフト[4]」については、原則として公開後６ヵ月で削除される。

他方、企業サイトの技術情報は掲載日付が不明であるものが多い現状がある。

「先端技術情報アーカイブ」は、そのような情報を予め収集しておき、審査時に先行技術情報としてそれらの情報を検索し、公知技術として引用するためのシステムの構築を目指している。

一方で、現在既に「先端技術情報アーカイブ」に類する民間事業者のウェブアーカイブサービス[5]は存在している。しかしながら、審査実務での利用性、収録された情報の公知性及び非改ざん性、その他要件などについては十分な検討がなされておらず、前記「先端技術情報アーカイブ」を構築する際には、このような論点等を包括的に整理する必要がある。

そこで、本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的とする。

２．　想定されるウェブアーカイブシステム

現在、我が国特許庁においては、対象ＵＲＬを設定し、設定された対象ＵＲＬで公開されている情報を自動収集（クローリング）し、インデックスを作成するとともに、情報を蓄積した日付及び蓄積後に改ざんされていないことを証明する仕組みとしてタイムスタンプを導入したウェブアーカイブシステムを想定している（図 1-1）。なお、想定されるタイムスタンプの概要を資料編の資料Ｉにまとめた。

---

[4] IETF（The Internet Engineering Task Force）がインターネット上で公開している通信の規格文書。<http://www.ietf.org/>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

[5] ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービス。例えば、米国の NPO 法人であるインターネットアーカイブが運営しているウェイバックマシンがある。<http://www.archive.org/web/web.php>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

図 1-1　想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図（1）

また、本ウェブアーカイブシステムは、特許庁審査官が利用することを想定しており、蓄積された情報の第三者公開は行わないことが想定されている。このため、特許出願人は、出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できない場合が生じる（図 1-2）

図 1-2　想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図（2）

なお、蓄積される情報は、技術標準や規格等ある程度まとまっている文書の蓄積が想定されており、蓄積時のファイル形式は、プリントアウトされた状態に近いPDF等の形式が想定されている。蓄積情報の記録は、特許庁の電子計算機上の記録（HDD）が想定されており、また、収集機関は特許庁であるが、作業自体は外注（非公務員による作成）も視野に入れることが想定されている。

３．　本調査研究の実施方法

（１）　委員会による検討

本調査研究に関して専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、8名の有識者から成る委員会を設置した。そして、計4回の委員会を開催し、後述の（２）～（５）の結果を踏まえた議論を行い、我が国特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点について検討した。

また、第1回委員会において、国立国会図書館関西館電子図書館課ネットワーク情報第二係　西中山　隆氏に、国立国会図書館によるウェブアーカイブ事業(WARP)の取組みについてご講演いただいた。

（２）　国内外文献調査

関連する書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、インターネット情報を活用し、我が国のインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等及びウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決について、調査、整理を行った。また、同様にして、ウェブアーカイブサービスの現状の調査、整理を行った。

（３）　海外調査

米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等及びウェブアーカイブサービスに関する審査実務・運用、ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等を対象として海外弁護士事務所質問票調査を実施し、整理を行った。

さらに、より具体的な現状、課題等を把握するために、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の各知財庁に質問票調査を実施し、整理を行った。

（４） 国内アンケート調査

インターネット上で公開されている情報の取扱いの現状を把握するため、また、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等を整理、検討するため、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル､技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業200箇所強に対して､アンケート調査を実施した。

（５） 国内ヒアリング調査

（４）の調査項目をさらに詳細に把握するために､技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル､技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業 20 箇所に対して国内ヒアリング調査を実施した。

４． 本報告書の構成

第Ⅱ章では、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等をまとめ、第Ⅲ章において、各知財庁におけるインターネット情報の審査での利用状況についてまとめる。第Ⅳ章では、ウェブアーカイブサービスの現状の概要をまとめ、第Ⅴ章において、各知財庁におけるウェブアーカイブサービスの審査での利用状況をまとめる。

次いで、第Ⅵ章において、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等をまとめる。

さらに、第Ⅶ章では、特許庁によるウェブアーカイブの構築に関する海外調査結果を、第Ⅷ章では、インターネット上で公開されている情報に関する国内調査結果を、第Ⅸ章では、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する国内調査結果をまとめる。

そして、第Ⅹ章において、特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点の検討結果を整理し、最後に、第 XI 章において、本調査研究のまとめを行う。

Ⅱ．　インターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等

１．　序説

本章では、ウェブアーカイブに記録された情報は、インターネット情報であることから、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁におけるインターネット情報の先行技術としての取扱いに関する法制度等についてまとめる。

なお、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁については、海外弁護士事務所質問票調査結果をまとめる。

２．　日本

（１）　特許法、特許・実用新案審査基準

特許法第29条第1項第3号[1]では、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」についても発明の新規性阻却事由であるとしている。

次に、審査実務におけるインターネット等の情報の先行技術としての取扱いについては、特許・実用新案審査基準[2]（第Ⅱ部 第5章）に定められており、公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行うとされている。

そして、インターネット等にのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的技術情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかが常に問われることとなるとしているが、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページ等については、審査官がアクセスした時にのせられている内容が、ホームページ等で示されている掲載日時の表示の時点にのせられていたものと推認して引用するとしている。

なお、引用しようとする電子的技術情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページ等につい

---

[1] 第二十九条
産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。
一　特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二　特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
三　特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
(後略)

[2] 特許・実用新案審査基準(更新日 2009.12.25)
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm> [最終アクセス日 2010年3月11日]

ては下記の記載がある。

(3) 引用しようとする電子的技術情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページ等

以下のようなホームページに掲載されている情報は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極めて低いと考えられる。

・刊行物等を長年出版している出版社のホームページ（新聞、雑誌等の電子情報をのせているホームページ：学術雑誌の電子出版物等をのせている）
・学術機関のホームページ（学会、大学等のホームページ：学会、大学等の電子情報（研究論文等）をのせている）
・国際機関のホームページ（標準化機関等の団体のホームページ：標準規格等についての情報をのせている）
・公的機関のホームページ（省庁のホームページ：特に研究所のホームページにおいて、研究活動の内容や研究成果の概要等をのせている）

（出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第5章[3] 3頁）

そして、引用した電子的技術情報の取扱いとしては下記の記載がある。

(2) 引用した電子的技術情報の取扱い

インターネット等の情報は、審査官が先行技術調査を行ったときには存在していても、その後、出願人又は第三者がアクセスした時には、該情報が改変、削除されている可能性がある。このような場合、出願人又は第三者は充分な対応をとることが困難であることから、拒絶理由通知等に引用したインターネット等の電子的技術情報を特許関連文献データベースに蓄積するために、審査官は以下のような手続きを行う。

① 引用したホームページ等の情報をプリントアウトする。
② ①のプリントアウトに、アクセスした日時、アクセスした審査官名、その情報を引用した出願の出願番号及びその情報を取得したアドレス等を記入する。
③ 以降、引用非特許文献の電子化と同様に取り扱う。

（出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第5章[4] 4-5頁）

[3] 前掲2
[4] 前掲2

なお、引用にあたっては、電子的技術情報と同一内容の刊行物が存在し、該電子的技術情報と該刊行物がどちらも引用可能な場合は、刊行物を優先して引用するとしている。

また、先行技術調査時点で出願公開されていない出願に対しても、インターネットによる先行技術情報の検索を行うことはできるが、インターネットは検索時に検索情報が流出して、検索式や検索語等から当該出願に係る発明が第三者に漏洩する可能性があることから、検索にあたっては注意を要するとしている。

さらに､引用しようとする電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であることについて、下記の記載がある。

1.2　出願前において、引用しようとする電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であること

インターネット等にのせられた情報は、不特定の者がアクセス可能な情報であり、頒布された刊行物に記載された情報と同様の情報伝播力を有するので、通常、公衆に利用可能な情報である。

ホームページ等へのアクセスにパスワードが必要であったり､アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネット等にのせられており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ、不特定の者がアクセス可能であれば､公衆に利用可能な情報であるといえる。

(1)　電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるものの例

①　検索サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの、又は、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの（例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされているもの、又は、アドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの)。

②　パスワードが必要なものにおいては､パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず､誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページ等であれば公衆に利用可能な情報である)。

③　有料のホームページ等においては､料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセスできるようになるホームページ等であれば公衆に利用可能な情報である)。

(2) 電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例
インターネット等にのせられていても、次に該当するものは公衆に利用可能な情報であるとは言い難い。 ① インターネット等にのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスできないもの。 ② 情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ、部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等)。 ③ 情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く)。 ④ 公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの)。

（出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第 5 章[5] 4 頁）

（２） 著作権法

著作権者の許諾を得ることなく著作物を複製することは、著作権法第 21 条[6]により著作権者の複製権の侵害となるが、平成 18 年の著作権法改正において、同法第 42 条第 2 項[7]が新設されたことにより、特許審査手続きに係るインターネット情報を含む非特許文献の次の複製が権利制限の対象となることが立法的に明示された[8]。

・非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製
・審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製
・特許庁への先行技術文献（非特許文献）の提出による情報提供のための複製

---

[5] 前掲 2
[6] 第二十一条
著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
[7] 第四十二条
著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
２ 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。
一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続
（後略）
[8] 文化審議会著作権分科会 法制問題小委員会（第 5 回）配付資料 「権利制限を巡る課題に関する審議等の進捗状況」（文化審議会著作権分科会、2007 年 6 月 29 日）
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/07071010/004.htm>[最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

・非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製

３． 米国[9]

（１） 特許法、特許審査便覧

米国はコモンローを基本とするため、米国特許商標庁等の行政機関の判断でも最終的には連邦裁判所の判決が拘束する。そのため、米国特許商標庁の運用を定める規則MPEP(Manual of Patent Examining Procedure；特許審査便覧)等は、連邦裁判所の判決に基づいて規定されたガイダンスである。以下では、先に判例法上の取り扱いを、次いで、米国特許商標庁の取り扱いを記す。

まず、連邦巡回区控訴裁判所（以下、「CAFC」という。）の判例法上、インターネット上の開示情報は、米国特許法第 102 条(a)及び(b)[10]における先行技術情報としての適格は認められている。

CAFC は、米国特許法第 102 条(a)及び(b)の「印刷刊行物」の意義を拡大してきた。すなわち、どのような形態にあるかを問わず、公衆にアクセス可能に頒布された情報は、第 102条(a)及び(b)の印刷刊行物に含まれる。これに従い、インターネット上の情報も、第 102条(a)及び(b)の先行技術として扱われる。

また、裁判所において、パブリックアクセシビリティがあるかの判断は、事実を基礎とする、ケースバイケースのアプローチが取られる。なお、2008 年、SRI International. Inc., v. Internet Security Systems, Inc[11]）において、CAFC はインターネットサーバ内の電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティについて審理した。本件の概要については後述する。

次に、米国特許商標庁の取り扱いについては、運用における特に重要な記載はMPEP 2128[12]にある。MPEP 2128 の記載に従って簡潔に示せば、インターネット上で公開された情報にアクセシビリティが認められ、かつ情報自体に日付が存在すれば、米国特許法第 102 条(a)

---

[9] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（米国）Q1 参照

[10] 第 102 条 特許要件；新規性及び特許を受ける権利の喪失
次に該当する場合を除き，何人も特許を受ける権原を有する。
(a) その発明が，当該特許出願人による発明の前に，合衆国において他人に知られ若しくは使用されたか，又は合衆国若しくは外国において特許を受け若しくは印刷刊行物に記載された場合，又は
(b) その発明が，合衆国における特許出願日前１年より前に，合衆国若しくは外国において特許を受け若しくは刊行物に記載されたか，又は合衆国において公然実施され若しくは販売された場合，又は
（後略）
（特許庁 外国産業財産権制度情報 アメリカ合衆国 特許法の参考仮訳より。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm>[最終アクセス日 2010年3月11日])

[11] SRI International, Inc. v. Internet Security Systems, Inc. et al., 511 F. 3d 1186 (Fed. Cir. 2008)

[12] 2128 "Printed Publications" as Prior Art [R-5] - 2100 Patentability
<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/2100_2128.htm> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

及び(b)の判断のための公知の証拠情報として利用することができる。

MPEP 2128 において、インターネット上のパブリケーション及びオンラインデータベースを含む電子パブリケーションが、第102条(a)及び(b)の印刷刊行物といえるためには、関連する技術に関心を有する者がアクセス可能であったことを要件とするとしている。そして、特許審査官による調査分野及び調査結果の記録は、電子パブリケーションのアクセシビリティを肯定するために有利な資料となり、後日、同一情報を取得するためにアクセスできなくなる可能性があるならば、その情報のコピー（Office copy）を保管しなければならないとしている。

他方、公知とされる日付としては、インターネット又はオンラインデータベース上の先行技術開示は、それが公に掲載された日付をもって、公衆がアクセス可能であったものとして取り扱うとしている。また、公に掲載された日付を示す証拠がない場合、すなわち、入手した情報自体に公表日あるいは入手日の記載が含まれていなければ、米国特許法第102 条(a)及び(b)の規定における先行技術として利用することはできないが、そのような情報は、技術水準に関する証拠を示すものとして利用できるとしている。

さらに、MPEP 707.05(e)[13]において、オンライン情報源から取得した電子ドキュメントについては、情報を取得した日付を［retrieved on MM DD, 200X］のように記載し、MPEP 719.05 II.A[14]において、先行技術調査記録のプリントアウトは、調査を行った日付を含まなければならないとしている。

また、出願内容の秘密保持について、米国特許商標庁が 1990 年に公表した Internet Usage Policy, 64 F.R.33056, Article 9[15]を引用する MPEP 904.02[16]において、審査官は、検索キーワードなどから、公開前の出願内容が外部に漏れないよう、十分に注意を払わなければならないとしている。

なお、米国特許商標庁のホームページ[17]において、公知であるとされない一時的な情報の例として、保存、読み込み又は印刷のできないウェブ・ブロードキャストが挙げられ、例えば、保存記録されないライブの同時放送映像（live simulcast feed）や、画面に合わせて「フラッシュ」する音声（audio）又は映像（video）の「ストリーミング」などであることが記載されている。

---

[13] 707.05(e) Data Used in Citing References [R-2] - 700 Examination of Applications <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0700_707_05_e.htm#sect707.05e>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

[14] 719.05 Field of Search [R-6] - 700 Examination of Applications <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0700_719_05.htm#sect719.05>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

[15] Internet Usage Policy ［Federal Register: June 21, 1999 (Volume 64, Number 118)］ <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/fr990621.htm>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

[16] 904.02 General Search Guidelines [R-3] - 900 Prior Art, Classification, and Search <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/documents/0900_904_02.htm>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

[17] Wynn W. Coggins, Prior Art in the Field of Business Method Patents (AIPLA Fall 2002) <http://www.uspto.gov/patents/resources/methods/aiplafall02paper.jsp>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

（２）　SRI International. Inc., v. Internet Security Systems, Inc[18]

本件において、CAFC はインターネットサーバ内の電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティについて審理した。

概要としては、電子ドキュメントがインターネットサーバ上に保存され、保存場所を示唆する情報が電子メールを通じて第三者（論文審査員）に伝えられた。電子ドキュメントは、削除されるまで 7 日間、サーバ内に存在していた。そのサーバは、メンバー間でファイルを移動することを目的とし、そのホストアドレスを知る者がアクセス容易なパブリックサーバであった。

争点は、インターネットサーバに保存された電子ドキュメントが、第 102 条(b)の刊行物の要件としてのパブリックアクセシビリティを満足するかであった。

判決では、上記電子ドキュメントのパブリックアクセシビリティを認めた下級審判決を破棄、差し戻した。CAFC の多数意見によると、電子ドキュメントに誰かが実際にアクセスした事実があることがパブリックアクセシビリティの成立要件ではないが、本件事実からは、パブリックアクセシビリティを肯定できるとまではいえない、と判断した。すなわち、パブリックアクセシビリティを否定する事実、(1)電子ドキュメントの名称や保存場所を特定できる程度にディレクトリ表示がなかったこと、及び(2)公衆に公開する意図がなかったこと（非公開とされる事前審査段階の論文だった）を考慮すれば、むしろ、パブリックアクセシビリティが否定された過去の判例事実に類似するため、これらを考慮しなかった下級審の審理は不十分である、とするものであった。

４．　英国

（１）　特許法、特許審査便覧[19]

英国法はインターネット上の情報が公衆に利用可能とされるのかについて具体的に規定していない。もっとも、特許法（Patent Act 1977）第 2 条[20]では、発明はそれが技術水準

---

[18] 前掲 11

[19] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（英国）Q1 参照

[20] 第 2 条 新規性

(1) 発明は，それが技術水準の一部を構成しないときは，新規なものと認められる。

(2) 発明についての技術水準とは，すべての事項(製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか，その他何らかの事柄であるかを問わない。)で当該発明の優先日前の何れかの時に(連合王国におけるか外国におけるかを問わず)公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない。

(後略)

(特許庁 外国産業財産権制度情報 英国 特許法の参考仮訳より。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm>[最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日])

の一部を構成しないときは、新規なものと認められるとし、技術水準とは、すべての事項（製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか、その他何らかの事柄であるかを問わない。）で当該発明の優先日前の何れかの時に（連合王国におけるか外国におけるかを問わず）公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解されなければならないとしている。

インターネット上の情報が「公衆に対し利用可能なものとされた」か否かは、それぞれの事例における事実の問題となる。通常は、公衆の利用可能なウェブサイト上に情報が利用可能なものとされたとき、また当該の情報が公衆が利用できるほど十分な期間ウェブサイト上に残されているとき、それは技術水準の一部を構成する。この判断は、蓋然性の均衡（the balance of probabilities）に基づき行われる。

特許審査便覧（Manual of Patent Practice）第2.25項[21]においては、「文献に記載された又はそれに関連する公開日は、実際に公開が行われた日と推定され、これと異なる申立ては、証拠により証明されなければならない」としている。また、日付のないインターネット上の文献が該当日前に利用可能とされているかどうかを判断するために、審査官は、ウェブアーカイブ（ウェイバックマシン）を参照することができる[22]。そして、インターネット上の文献が該当日前に利用可能とされたかどうか、及びそれが変更されたか否かの問題は、蓋然性の均衡（the balance of probabilities）に基づき判断される。この点は、英国知的財産庁の2009年の決定[23]で確認されている（HSBC France, BL O/180/09[24]）。本決定の概要については後述する。

また、特許審査便覧第17.54項[25]において、「インターネット上で開示された情報について検討するにあたって、たとえ公開日が証明できないか又は当該文献が調査の対象となっている発明の優先日の後で公開された可能性があるとしても、調査審査官は、非常に関連があるとみなされる文献を引用すべきである。そのような文献は、カバーレターに『公開』日は証明できない（又は当該文献は技術水準に含まれないと考えられる）が、開示された情報は非常に関連があり、おそらくは技術水準の一部を構成する関連特許出願が存在すると考えられるとの注記を添付して、カテゴリーA により引用すべきである。調査の更新時に、審査官はこれに対応する特許出願を調査すべきである。」としている。

---

[21] Manual of Patent Practice, Section 2: Novelty
<http://www.ipo.gov.uk/practice-sec-002.pdf>［最終アクセス日 2010年3月11日］

[22] 本報告書 第Ⅴ章 参照

[23] 審査官が拒絶を考えるときは、出願者は上級審査官の意見を聞く機会が与えられる。出願が拒絶されれば、28日以内に特許裁判所に審決取消を申請できる。しかし、そのような訴えはめったに成功しない。
産業財産権侵害対策等事業（特許庁委託事業）イギリス（侵害）
<http://www.iprsupport-jpo.jp/soudan/miniguide/pdf/England.html>［最終アクセス日 2010年3月11日］

[24] HSBC France, BL O/180/09, 29 June 2009
<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results-bl?BL_Number=O/180/09>
［最終アクセス日 2010年3月11日］

[25] Manual of Patent Practice Section 17: Search
<http://www.ipo.gov.uk/practice-sec-017.pdf>［最終アクセス日 2010年3月11日］

さらに、特許審査便覧第17.75b項[26]において、インターネット上の文献を引用するときは、審査官は「著作者は最小の識別可能な組織単位（the smallest identifiable organisational unit）とすべきであり、発行者はインターネットサイトを管理する組織とすることができる。サイトのURL及びアクセスした日も含めるべきである。」としている。

（２） BL 0/180/09[27] [28]

本件では、英国知的財産庁は、新規性の欠如を理由として特許出願を拒絶するかどうかを判断する上で、インターネット上に開示された情報の信頼性について検討しなければならなかった。

問題となったインターネット上で開示された情報は、コンピュータマガジンに掲載され、インターネット上の2つのサイトにおいて提供された。この記事の日付は2004年2月20日となっていたが、審査官は、その記事の紙原稿の所在を突き止めることができなかった。公開された日付を示す唯一の証拠は、インターネット上に掲載された記事において特定された日付だけであった。また、記事を掲載するウェブページはウェブアーカイブに記録されていなかった。そこで記事が2004年2月20日に公衆に対し利用可能とされたのか、またそれが公開されてから当該サイトが変更されていないかについて疑念が呈された。

英国知的財産庁は、別の事件（Konami Corporation, T 1134/06[29] [30]）において、インターネット上の文献については高度な立証責任が適用されるべきとした欧州特許庁の技術審判部審決の拘束を受けないとし、英国におけるインターネット上で公開された情報の日付及び内容は、蓋然性の均衡（the balance of probabilities）に基づき評価されるべきであるとした。

記事を掲載したウェブサイトは、コンピュータ分野では発行の歴史が長く、非常に良い評判を得ていると考えられた。このため、その日付及び内容は、信頼できないよりも信頼できる可能性の方が高いと判断された。それゆえ、当該の記事が紙原稿により発行されたことを立証する必要はなかった。

---

26 前掲25

27 前掲24

28 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（英国）Q10参照

29 Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EPO(Technical Board of Appeal)<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf> [最終アクセス日2010年3月11日]

30 本報告書 第Ⅵ章 参照

５．　ドイツ[31]

（１）　特許法、ガイドライン

ドイツ特許法（PatG）第 3 条[32]は、発明は、それが技術水準に属していないときは、新規であるとみなされ、技術水準は、その出願の優先日前に、書面若しくは口頭による説明、実施又はその他の方法によって公衆の利用に供されたすべての知識を含むと定めている。

また、2009 年 9 月 2 日のドイツ特許法第 43 条[33]に関する先行技術文献を決定するためのガイドラインの第 5 章[34]に基づけば、審査部は先行技術の決定において、現存の技術手段及びその情報源を採用しなければならないとしている。

そして、ドイツ特許法第 3 条は、「先行技術」であるとするための情報を公衆に利用可能とする「方法（any manner）」を規定しており、これを理由として、インターネットは情報源として使用されてきた。もっとも、インターネット情報を先行技術として使用するためには、出願の有効となった日以前に公開されていたことを証明するための証拠が求められる。この点は、ドイツ連邦特許裁判所判決 17 W（pat）1/02[35]が判示している。なお、本事件の概要については本報告書第Ⅵ章に記す。

---

[31] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（ドイツ）Q1 参照

[32] 第 3 条
(1) 発明は，それが技術水準に属していないときは，新規であるとみなされる。技術水準は，その出願の優先日前に，書面若しくは口頭による説明，実施又はその他の方法によって公衆の利用に供されたすべての知識を含む。
(後略)
(特許庁 外国産業財産権制度情報 ドイツ 特許法の参考仮訳より。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm>[最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日])

[33] 第 43 条
(1) 特許庁は，請求を受けたときは，出願の対象である発明の特許性についての評価の際に考慮されるべき公衆が利用可能な刊行物を確認する(調査)。当該刊行物についての調査が，すべての又は一定の技術分野に関して，全面的若しくは部分的に国際機関に任される((8)1.)場合は，調査が，出願人がその調査結果を欧州出願についても使用することができるような方法で行われるよう請求することができる。
(後略)
(特許庁 外国産業財産権制度情報 ドイツ 特許法の参考仮訳より。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm>[最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日])

[34] Richtlinien für die Durchführung der Druckschriftenermittlung nach § 43 PatG
<http://www.dpma.de/docs/service/formulare/patent/p3611.pdf> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

[35] Computer network Information(Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court(BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323

６．　欧州特許庁[36]

（１）　特許法、審査便覧

欧州特許条約（EPC）はインターネット上の情報が公衆に利用可能とされるのかについては具体的に規定していない。

もっとも、欧州特許条約第54条[37]は、発明はそれが技術水準の一部を構成しない場合は新規であると認められるとし、欧州特許出願の出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成するとしている。

インターネット上の情報が「公衆に利用可能になった」か否かは、それぞれの事例における事実の問題となる。通常は、公衆の利用可能なウェブサイト上に情報が利用可能なものとされたとき、また当該の情報が公衆が利用できるほど十分な期間ウェブサイト上に残されているとき、それは技術水準の一部を構成する。

欧州特許庁の審査便覧C部第IV章6.1[38]は、技術水準の定義の広さに言及し、「関連情報が公衆に利用可能となった地理的所在地又は言語若しくは方法に対する制限はない。」とし、さらに「書面による説明、すなわち、文献は、関係する日に、公衆がその文献の内容について知識を取得でき、かつ、その知識の使用又は普及を制限する秘密保持の制約が存在していなければ、公衆に利用可能であったものとみなすべきである。」としている。

また、欧州特許庁は、2009年に「欧州特許庁からのインターネット上の引用に係る通知[39]（以下、EPO通知という。）」を発行しており、本通知において、「先行技術調査は、インターネット上の出所も対象とすることができる。」としていることからも、インターネット上の情報が欧州特許出願に関連する技術水準の一部を構成することは明らかである。

さらに、上記EPO通知においては、「インターネット上で開示された情報は、その情報が一般に掲載された日から公開されたとみなされる。特許審査官が特定したインターネット上で開示されている情報が操作されている可能性は非常に低いと考えられるので、具体的

---

36 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（欧州特許庁）Q1参照

37 第54条　新規性
(1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規であると認められる。
(2) 欧州特許出願の出願日の前に、書面若しくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。
(後略)
(特許庁 外国産業財産権制度情報 欧州特許庁 欧州特許付与に関する条約の参考仮訳より。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm>[最終アクセス日2010年3月11日])

38 Guidelines for Examination in the European Patent Office (status April 2009) PART C
<http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/1AFC30805E91D074C125758A0051718A/$File/guidelines_2009_part_C_en.pdf> [最終アクセス日2010年3月11日]

39 Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462
<http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf> [最終アクセス日2010年3月11日]

にこれとは反対の事実がない限りは、この日を正確な掲載日として受け入れる。」としている。

他方、欧州特許庁の技術審判部における審理（Konami Corporation, T 1134/06[40], 以下、「コナミ事件」という。）において、技術審判部は、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成することを立証するためには、「開示された情報が公衆に利用可能となったのはいつ、何が、そしてどの条件においてか」という、先行使用や先行口頭開示と同じ問いに回答しなければならないと判示した。また、技術審判部は、インターネット上で開示された情報を先行技術として利用するときは、厳格な立証基準が採用されるべきとも判示し、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成するとの事実は、「合理的な疑いを超えて(beyond any reasonable doubt)」証明されるべきであるとした。

なお、「ウェブサイトが評判の良い又は信頼の置ける発行者の印刷刊行物の電子版であるときは、内容及び日付は文字通りに解釈することができ、立証の必要はない。さもなければ、例えばインターネット上に情報を投稿した者又は当該の日の前に情報を利用したいずれかの者からの証拠が求められる。」ともした。なお、本コナミ事件の概要については本報告書第Ⅵ章に記す。

そして、コナミ事件においては、インターネット上で開示された情報が技術水準の一部を構成するためには該当日の前に利用可能であったことが「合理的な疑いを超えて(beyond any reasonable doubt)」立証されなければならないと判示されたが、2009年に出された上記EPO通知は「蓋然性の均衡（balance of probabilities)」による審査が行われるべきとしている。このため、欧州特許庁でどの基準が適用されるかは不明である。もっとも、EPO通知には拘束力がなく、指針とすることのみを目的として出されたので、欧州特許庁ではコナミ事件で確立された高度な立証基準が引き続き適用されると考えられる。

なお、欧州特許庁の審査便覧B部第XII章5[41]においては、調査部は例えば、当該文献の正確な刊行日若しくは公衆の利用可能となった日付に疑義があるとの理由によって、その文献を廃棄してはならないと定めており、調査部は、当該文献の日付を確認するよう努めるが、それでも関連性を有する場合はすべて、調査報告書中に当該文献を引用しなければならないとしている。

７．　インターネット情報がインターネット上から削除された場合の取扱い

特許審査官が、インターネット情報を蓄積した後、その蓄積した情報がインターネット上から削除された場合のその情報の取扱いについては、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁

[40] 前掲29
[41] Guidelines for Examination in the European Patent Office (status April 2009) PART B <http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/1AFC30805E91D074C125758A0051718A/$File/guidelines_2009_part_B_en.pdf> [最終アクセス日2010年3月11日]

のいずれにおいても、インターネット情報がインターネット上から削除されたかどうかは重要ではなく、公開されているインターネット情報と同様に取り扱われるとされた。

米国においては、容易にアクセスできたかなどの他の事実とのバランスで総合的に判断されると考えられる[42]とされ、英国においては、蓋然性の均衡（the balance of probabilities)に基づき文献が該当日前に公衆に対して利用可能とされたことを証明できる場合は当該の情報は技術水準の一部を構成するとみなされることになる[43]とされ、ドイツにおいては、特定の日にどのように、どこで、何が公衆に利用可能とされたのかが証明されなければならない[44]とされ、欧州特許庁においては、該当日前に当該文献が公衆に対し利用可能とされたことを証明できる場合は当該の情報は技術水準の一部を構成するとみなされる[45]とされた。

[42] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（米国）Q2 参照
[43] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（英国）Q2 参照
[44] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（ドイツ）Q2 参照
[45] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（欧州特許庁）Q2 参照

Ⅲ．　インターネット情報の審査での利用状況

１．　序説

本章では、我が国及び海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）におけるインターネット情報の特許審査での利用状況についてまとめる。

なお、海外については、海外知財庁質問票調査結果をまとめる。また、インターネット情報の先行技術としての利用上の問題について同調査結果をまとめる。

２．　日本

我が国特許出願の審査において、引用された先行技術文献のうち、インターネット情報の引用状況は図 3-1 のとおりである（平成 15 年～18 年）。標準化団体のサイトのほか、ウェブアーカイブサービスサイト（アーカイブサイト）等の情報が利用されている。

図 3-1　インターネット情報の引用状況（平成 15 年～18 年）

３．　海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）

（１）　米国[1]

米国特許商標庁において、インターネット情報は、インターネット上で提供される特定のデータベース検索で得られる情報とは区別されている。米国特許商標庁の調査・情報リソース管理局（Search and Information Resources Administration）は、正確性及び信頼性からこれらのデータベースを選抜している。米国特許審査官によるこうした特定データベースへのアクセスは概ね安全であるが、一般的なインターネット検索は安全性に欠ける。

一方、インターネット情報は、あらゆる技術分野において利用可能であり、従ってあらゆる技術分野の特許審査官にとって有用なものである。もっとも、初期段階の技術及び発展のスピードの速い技術、金融関連技術の分野の特許審査官は、こうした分野の特許出願の審査にはインターネット情報が有用であるだけでなく、不可欠でさえあると考えている。インターネット情報の引用を必要とする主な理由は、従来の形態の先行技術文献には必要な情報が無い点にある。インターネット情報を利用する他の理由は、こうした分野では、安全な特定データベースが未開発である点がある。

（２）　英国[2]

英国知的財産庁において、インターネット情報による引用は、あらゆる技術分野に関連すると考えられる。もっとも、ウェブ文書としては、コンピュータ分野で相当量の技術情報がインターネット上で提供されており、また、この分野にはビジネス方法などが含まれることから、この分野に最も関連があるといえる。さらに、特許出願の調査のために特にインターネットが利用される他の分野としては、電気通信分野がある。

（３）　ドイツ[3]

ドイツ特許商標庁において、インターネット情報を引用する頻度が高い、国際特許分類（IPC）に基づく分野としては、H04L（デジタル情報の伝送）、G06F（電気的デジタルデータ処理）、A61K（医薬用製剤）、B64C　（飛行機、ヘリコプタ）、C12N（微生物または酵素）がある。

他方、引用された情報のライブラリのタイプ（library-based types）としては、ジャー

[1] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q1 参照
[2] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q1 参照
[3] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（ドイツ）Q1、Q2 参照

ナルの記事（約 55%）、シンポジウム・会議に関する報告書（約 20%）、論文（約 15%）、企業の発表物（約 5%）がある。

これらが引用される理由としては、データベース（IEEE, Elsevier, Wiley など）へのアクセスが、インターネット経由で可能であることが挙げられる。なお、引用される先行技術の非特許文献の 50%以上がインターネットにより入手できるものである。

また、他の理由として、関連する先行技術が主に最新の研究報告などについては、これらはまだ公開済みの特許文献には含まれていない内容であることからインターネット上でしか見つけることができないことが挙げられる。全インターネット検索の 50%以上がこのような理由による。

そして、さらにインターネット情報で引用される内容としては、トレンドの認識、開発の方向性、主題についての基礎知識や一般的知識がある。

（４）　欧州特許庁[4]

欧州特許庁において、インターネット情報が引用される機会が多い分野としては、他の科学文献が利用できない分野がある。例えば、ビデオゲームやソフトウェアマニュアルが挙げられる。

４．　インターネット情報の先行技術としての利用上の問題

インターネット情報の先行技術としての利用上の問題としては、米国特許商標庁よりは、情報通信の安全性に関する問題と、調査の請求があったことが権限のない者に把握されてしまうという問題は、未だ解決されていない点が挙げられた[5]。

英国知的財産庁よりは、第一に、開示情報が公衆に利用可能とされた日付とその日以降に変更されたかどうかを立証する問題、第二に、当業者が関連する技術的特徴を判断できるほど十分な技術情報を提供するインターネット上の文書を見つける問題、第三に、インターネット上の検索エンジンにキーワードを入力するときに発明を開示しないように注意が必要である点が挙げられた。そして、これらの問題は、特許審査過程における先行技術文献としてのウェブページの有用性を限定しており、第二の問題はウェブアーカイブによっては解決されないと考えられるが、それでも、英国の特許審査官はウェブ上の先行技術を定期的に参考にしており、これらは審査過程において有効に用いられているとされた[6]。

他方、欧州特許庁よりは、インターネット情報の先行技術としての利用上の問題は主に

---

[4] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（欧州特許庁）Q1 参照
[5] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q2 参照
[6] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q2 参照

公開日に関するものであるとされた[7]。

[7] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査(欧州特許庁) Q2 参照

Ⅳ．　ウェブアーカイブサービスの現状

１．　序説

本章では、ウェブアーカイブサービスの現状として、米国のウェイバックマシンの概要、我が国及びウェイバックマシン以外の海外のサービスの概要についてまとめる。

２．　ウェイバックマシン[1]（米国）

ウェイバックマシン（Wayback Machine）は、米国の NPO 法人インターネットアーカイブ（Internet Archive）が運営しているウェブアーカイブサービスである。

インターネットアーカイブは、1996 年、米国議会図書館やスミソニアン博物館などの機関との協力により、デジタルコンテンツの永久ライブラリを構築するために設立され、本部は米国カリフォルニア州サンフランシスコにある。

ウェイバックマシンは、現在 1500 億ページ程度のコンテンツを有しており、探したい公開サイトの URL を指定すると、そのサイトの過去のページを閲覧することができる。

なお、ウェイバックマシンで公開しているインターネット情報に収録されていないサイトとしては、多くの新聞社のサイトがある。新聞社のサイトはニュース情報を別個に有料で提供していることなどもあり、ロボットでの収集を拒絶しているケースが多い[2]。

３．　日本

我が国においては、国立国会図書館によるウェブアーカイブ事業（WARP[3]）が行われている。本調査研究の委員会において、国立国会図書館関西館電子図書館課ネットワーク情報第二係 西中山 隆氏に、ウェブアーカイブ事業（WARP）の取り組みをご講演頂いた際の配布資料を資料編の資料Ⅳに記載する。

また、その他のウェブアーカイブサービスとしては、農林水産省が運営している農林水産研究情報のウェブサイト「AGROPEDIA[4]」の中の「Web アーカイブ[5]」がある。

---

[1] Wayback Machine <http://www.archive.org/web/web.php>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］
[2] 長塚 隆 「インターネット上の情報資源の恒久的な保存と公開」 情報管理．45(7)，p.472 (2002)
[3] 国立国会図書館 Web Archiving Project <http://warp.da.ndl.go.jp/search/>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］
[4] 農林水産省 農林水産研究情報総合センター 農林水産研究情報 AGROPEDIA <http://www.affrc.go.jp/ja/agropedia>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］
[5] 農林水産省 農林水産研究情報総合センター 農林水産研究情報 AGROPEDIA Web アーカイブ <http://rms.agsearch.agropedia.affrc.go.jp/cgi-bin/nosui/common.cgi?CONFFILENAME=common.conf.agri_ext&TEMPLATE=f_easy_search.html_ext>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

４．　海外

海外においては、米国のウェイバックマシン以外では、主に図書館においてウェブアーカイブサービスが運営されている（図 4－1[6]、図 4－2[7]）。

図 4-1 の収集方法に着目すると、各機関により包括的収集と選択的収集双方ともに行われているが、包括的収集の利活用情況を見ると、著作権等の問題により、利活用が制限されていることがわかる。また、選択的収集では行われている収集した情報の確認作業が、包括的収集ではその収集される膨大なファイル数により現実的に行えないため、情報の完全性に欠けることも指摘されている。他方、選択的収集を行う場合、全ての学問分野に対して通暁しているわけでない図書館員が、膨大な情報から有用な情報を選定するには困難が伴うとの指摘がされている[8]。

---

6 武田和也「海外動向との対比からみた日本の Web アーカイビングの課題と展望-国立国会図書館の取り組みを通して-」情報の科学と技術 58 巻 8 号 397 頁（2008）より転載。

7 柊和佑,阪口哲男,杉本重雄「世界の Web アーカイブ-IIPC（International Internet Preservation Consortium）を中心にして」情報の科学と技術 58 巻 8 号 391,393 頁（2008）より転載。

8 武田和也「海外動向との対比からみた日本の Web アーカイビングの課題と展望-国立国会図書館の取り組みを通して-」情報の科学と技術 58 巻 8 号 395-396 頁（2008）

表3　主な海外 Web アーカイブ事業の概要

地域	国名	プロジェクト名	実施機関	包括/選択	主な収集情報	Web情報の納本規定	利活用	IIPC加盟	主な参考文献
アジア	日本	WARP	国立国会図書館	選択	表2参照	×	○	○	
		AGROPEDIA Webアーカイブ	農林水産研究情報センター	選択	農林水産関係のページ	×	○	×	
	大韓民国	OASIS	国立中央図書館	選択	権威ある韓国人によって書かれた文書, 最新課題	×	○	×	*1
		-	国会図書館	選択	ドキュメント類	×	認証制	×	
	中華人民共和国	WICP	国家図書館	選択	政府情報, 北京オリンピック, 逐次刊行物 など	×	館内のみ	○	*2
	台湾	Web Archive Taiwan	国家図書館	選択	中央および地方政府機関, 教育・学術機関, 図書館情報学研究組織・図書館団体, 重大な社会トピック	×	○	×	*3
		NTUWAS	台湾大学附属図書館	選択	政府情報, 同族会, 非営利団体, 少数民族, イベント など	×	○	×	
	シンガポール	-	国立図書館	包括	-	○	非公開	○	*4
北アメリカ	アメリカ合衆国	Minerva	議会図書館	選択	大統領選挙, 9.11など	×	○		
		Federal Web Harvests	国立公文書館	選択	連邦政府ホームページ	×	○	○	*5
	カナダ	GCWA	国立図書館・公文書館	選択	連邦政府ホームページ	○	○	○	*6
オセアニア	オーストラリア	PANDORA	国立図書館 アボリジニーおよびトレス海峡島民研究所 戦没者記念館 国立フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ ノーザンテリトリー図書館 ニューサウスウェールズ州立図書館 クイーンズランド州立図書館 南オーストラリア州立図書館 ビクトリア州立図書館 西オーストラリア州立図書館	選択	・国立図書館:国家的に重要な情報 ・アボリジニーおよびトレス海峡島民研究所:先住民族出版物とホームページ ・戦没者記念館:軍の歴史関連 ・国立フィルム・アンド・サウンドアーカイブ:音楽とフィルム関係 ・各州立図書館:州と地域の重要な情報	×	○	○	*7
	ニュージーランド	-	国立図書館	選択	・インターネット・ドキュメントの収集 ・オンライン新聞 ・アメリカズカップ, 国会議員選挙, 地方議会選挙	○	認証制	○	*8
ヨーロッパ	イギリス	UKWAC	英国図書館 国立公文書館 ウェールズ国立図書館 スコットランド国立図書館 情報システム合同委員会 Wellcome財団	選択	・英国図書館:国の歴史・文化 ・国立公文書館:政府情報 ・各国立図書館:各国の歴史と文化 ・情報システム合同委員会:先端的で革新的なICTプロジェクトのページ ・Wellcome財団:医学情報	○	○	○	*9
	フランス	-	国立図書館	選択	・2002, 2004, 2007年の選挙サイト ・2004年から実験的に包括収集	○	館内のみ	○	*10
	ドイツ	kopal	国立図書館	選択	電子ジャーナルの収集	○	館内のみ	○	*11
	オランダ	e-Depot	王立図書館	選択	電子ジャーナルの収集	×	非公開	○	*12
	デンマーク	netarchive.dk	王立図書館 オーフス国立大学図書館	包括 選択	・包括収集(年4回) ・ニュースサイト, 議会, テレビ・ラジオ局, 選挙などを高頻度収集	○	研究者のみ	×	*13
	ノルウェー	Paradigma	国立図書館	包括	—	○	-	○	
	フィンランド	-	国立図書館	包括 選択	・包括収集 ・ISBN・ISSNが付与された資料, 大学出版物, 官庁出版物, 新聞, 地図, 音楽を選択収集	○	館内のみ	○	
	スウェーデン	Kulturarw³projekt	国立図書館	包括	—	○	館内のみ	○	*14
	オーストリア	AOLA	国立図書館	包括	—	×	非公開	○	

*　作成するにあたり, 2007年7月27日に行われた文化審議会「著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(第6回)」で配布された「資料2 別紙2 諸外国の国立図書館等におけるネットワーク系出版物収集への対応状況」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07073007/002.pdf),および,各機関のホームページを参考にした。
*　IIPCへの加盟状況については, http://www.netpreserve.org/about/members.php を参照
*1　National Library of Korea. A Web Archiving System of the National Library of Korea: OASIS.CDNLAO Newsletter.2007.58,
*2　王志庚. 中国国家図書館のウェブ・アーカイビング. カレントアウェアネス.2004, No.28, http://current.ndl.go.jp/ca1531
*3　台湾国家図書館がウェブアーカイブ・ナビゲーションシステムを開始.カレントアウェアネス-R.2008,http://current.ndl.go.jp/node/8180, [accessed 2008-07-04]
*4　Siow Lian San.Archiving and Preserving Online Publications @ National Library, Singapore.CDNLAO Newsletter.2007,58
*5　NARA, 連邦政府各省庁のウェブサイト記録作成を中止.カレントアウェアネス-E.2008,No.127,http://current.ndl.go.jp/e779
*6　平野美惠子. カナダ国立文書館を設立するための法律. 外国の立法. 2004,222,http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/022207.pdf
カナダ国立図書館・文書館が政府ウェブサイトのアーカイブ公開.カレントアウェアネス-E.2007,No.119, http://current.ndl.go.jp/e729
*7　五十嵐麻理世.オセアニアのウェブ・アーカイビング.カレントアウェアネス.2004,No.281, http://current.ndl.go.jp/ca1537
National Library of Australia.Web Archiving at the National Library of Australia
PANDORA : Australia's Web Archive.CDNLAO Newsletter.2007,58, http://www.ndl.go.jp/en/publication/cdnlao/058/581.html
*8　五十嵐麻理世.オセアニアのウェブ・アーカイビング.カレントアウェアネス.2004,No.281. http://current.ndl.go.jp/ca1537
熊倉優子. ニュージーランドにおける法定納本制度改正の動き. カレントアウェアネス. 2006,No.290, http://current.ndl.go.jp/ca1612
Gordon Paynter;Susanna Joe;Vanita Lala;Gillian Lee. A Year of Selective Web Archiving with the Web Curator Tool at the National Library of New Zealand.D-Lib Magazine.2008,Vol.14,No.5/6, http://www.dlib.org/dlib/may08/paynter/05paynter.html
五十嵐麻理世.デジタル時代の新聞の保存と利用.国立国会図書館月報.567,2008,p.19-23,http://www.ndl.go.jp/jp/publication/geppo/pdf/geppo0806.pdf,[accessed 2008-07-07]
*9　平野美惠子. イギリスにおける2003年法定納本図書館法の制定-デジタル時代への対応.外国の立法.2005.223, http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/223/022305.pdf
Steve Bailey;Dave Thompson.UKWAC: Building the UK's First Public Web Archive.D-Lib Magazine.2006,Vol.12,No.1
http://www.dlib.org/dlib/january06/thompson/01thompson.html
*10　清水裕子.BnFの実験-大規模ウェブ・アーカイビングの実現に向けて-.カレントアウェアネス.2003,No.275,http://current.ndl.go.jp/ca1490
鈴木尊紘. フランス法定納本制度改正とウェブアーカイブへの対応. カレントアウェアネス,2006.No.290, http://current.ndl.go.jp/ca1614
*11　渡邊斉志. ドイツにおけるインターネット情報資源収集の制度化-ドイツ国立図書館法-. 日本図書館情報学会誌. 2007,通巻169,p.35-42.
kopal: ドイツのデジタル情報長期保存協同プロジェクト進行中.カレントアウェアネス-E.2007,No.105,http://current.ndl.go.jp/e642
*12　齋藤健太郎.オランダ国立図書館のアーカイビング事業.カレントアウェアネス.2003,No.275,http://current.ndl.go.jp/ca1490
後藤敏行.電子ジャーナルのアーカイビング-海外の代表的事例から購読契約に与える影響まで-.カレントアウェアネス.2006.No.288, http://current.ndl.go.jp/ca1597
*13　デンマーク, ウェブ・アーカイブを制度化.カレントアウェアネス-E.2005.No.63, http://current.ndl.go.jp/e359
*14　スウェーデン国立図書館, ウェブコレクションを公開.カレントアウェアネス-E.2003.No.19,http://current.ndl.go.jp/e106
*　*3および*8五十嵐論文(2008)以外のインターネット情報に関しての最終アクセス日は2008年5月20日

図 4-1　海外のウェブアーカイブサービス（1）

表1 IIPCを中心とした欧米・オセアニアのWebアーカイブ

プロジェクト名	母 体	説 明
Internet Archive	Internet Archive	全世界を対象にWebアーカイブを構築しているプロジェクト。収集したWebページを公開するためにWayback Machineを開発した。Wayback Machineは，公開され，自由に利用することができる。
Archive-it[9]	Internet Archive	加入者が指定したWebリソースのWebアーカイブをInternet Archiveが作成，指定したメタデータを付与，全文検索を提供するサービス。2005年よりサービス開始。なお，収集したWebリソースをARCフォーマットを用いて蓄積している。
European Archive[10]	European Archive	ヨーロッパのコンテンツを対象に公開しているディジタルアーカイブ。収集対象は動画，録音，Webサイトである。独自に収集するのではなく，様々な機関のコレクションを申請に応じて移管してもらい，公開している。
Hanzo Archive[11]	Hanzo Archive	民間企業によるWebアーカイブの構築サービスを行っている。WARCに対応した閲覧システムや収集システムの開発も行っている。
MINERVA[12]	アメリカ議会図書館	Internet Archiveが収集したWebページを，テーマごとに整理することでWebアーカイブを構築している。テーマに重大事件や選挙が多い。
NARA[13]	アメリカ公文書館	アメリカの政府機関のWebサイトを年に数回収集していた。現在は収集を行っていないが，過去のWebアーカイブは閲覧可能。
Canada Electronic Collection[14]	カナダ国立図書館・文書館	納本制度に基づいて，電子的な出版物の他，Webサイトの収集と公開も行っている。なお，収集は年2回程度行われ，カナダ国立図書館・文書館の閲覧室で閲覧できるようになっている。
PANDORA[15]	オーストラリア国立図書館	テーマに応じてオーストラリア内の各機関が収集し，それを集めることでWebアーカイブを構築している。テーマごとに分類されており，閲覧はWeb上で行える。
Archives New Zealand[16]	ニュージーランド国立図書館	電子出版物およびWebリソースの収集を納本制度に基づいて行っている。この納本制度では「公開されていたWeb上の情報は，国立図書館が収集蓄積しインターネット上に公開し，利用すること」が認められている。また，IIPCの枠組みの中で，英国図書館と協力してWebサイトの選択式収集を行うWeb Curator Toolを開発し，公開している。
UK Web Archiving Consortium[17]	大英図書館	イギリス国内のWebサイトを，PANDORAのシステムであるPANDAS（PANDORA Digital Archiving System）[17]を利用して収集している。
Kulturarw3 Project	スウェーデン王立図書館	1996年よりWeb上の出版物を収集するKulturarw3プロジェクトを開始。スウェーデン国内のWebサイト（.seと.com等のドメインで，スウェーデン国内にサーバがあるWebサイト）を，Webサイト作成者のプロジェクトへの申請に基づいてメタデータを付与した後に蓄積している。なお，データはスウェーデン王立図書館内でのみ閲覧が可能である。
e-Depot[18]	オランダ国立図書館	電子納本制度による電子ジャーナル，およびオンライン出版物の長期保存について実験を行い，e-Depotとして公開している。Webページのアーカイブに関してはメタデータの観点から検討中とされていたが，2006年からLeiden大学とともに選択的Webアーカイブのプロジェクトを開始している。
netarchive.dk[19]	デンマーク王立図書館	2004年より納本制度に基づいて王立図書館とオーフス国立・大学図書館が進めるWebアーカイブのプロジェクト。収集のスケジューリングにNetarchiveSuiteというソフトを使用し，収集にはHeritrixを使用。なお，収集結果は研究者に限って公開されているほか，NetarchiveSuiteもオープンソフトウェアとして公開されている。
(図書館の業務の一環として行われているため，プロジェクト名はない)	フランス国立図書館[20]/国立情報学視聴覚研究所	国立図書館と国立情報学視聴覚研究所がWebサイトの収集を行うよう納本制度の中で決められている。.fcと.comドメインのWebサイトのうち，サーバがフランス国内にあるものを収集している。また，動的なWebページに関して，Webサイト作成者に個別に協力をあおぐことで収集することがある。なお，公開は国立図書館内でのみ行っている。
Paradigm[21]	ノルウェー国立図書館	2001年から3カ年計画でParadigmプロジェクト行い，納本制度に基づいて電子書籍を収集。2003年からは北欧の国立図書館が中心となってWebアーカイブを研究する，Nordic Web Archiveに参加。なお，現在はIIPCに参加し，国内のWebサイトを収集している。

9) Archive-it
http://archive-it.org/ [accessed 2008-06-03].
10) European Archive
http://www.europarchive.org/ [accessed 2008-06-03].
11) Hanzo archive
http://www.hanzoarchives.com/ [accessed 2008-06-03].
12) MINERVA
http://lcweb2.loc.gov/diglib/lcwa/html/lcwa-home.html [accessed 2008-06-03].
13) NARA
http://www.archives.gov/ [accessed 2008-06-03].
14) Library and Archives Canada
http://www.collectionscanada.gc.ca/index-e.html [accessed 2008-06-03].
15) PANDORA
http://pandora.nla.gov.au/ [accessed 2008-06-03].
16) ニュージーランド
http://www.natlib.govt.nz/ [accessed 2008-06-03].
17) UK Web Archiving Consortium
http://www.webarchive.org.uk/ [accessed 2008-06-03].
18) e-Depot
http://www.kb.nl/index.html [accessed 2008-06-03].
19) デンマーク王立図書館
http://netarchive.dk/index-en.php [accessed 2008-06-03].
20) BnF
http://www.bnf.fr/ [accessed 2008-06-03].
21) ノルウェー国立図書館
http://www.nb.no/english [accessed 2008-06-03].

図4-2　海外のウェブアーカイブサービス（2）

Ｖ．　ウェブアーカイブサービスの審査での利用状況

１．　序説

本章では、我が国及び海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）における既存のウェブアーカイブサービスの審査での利用状況についてまとめる。

なお、海外については、海外知財庁質問票調査結果をまとめる。また、ウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての利用上の問題について同調査結果をまとめる。

２．　日本

我が国特許出願の審査においては、技術常識の参考資料としてウェイバックマシンから得られた情報を先行技術文献として引用する場合がある。

３．　海外（米国・英国・ドイツ・欧州特許庁）

（１）　米国[1]

米国特許商標庁の審査において、インターネット検索で発見された先行技術文献に該当しうる資料の信頼性及び日付が、電子ドキュメントそれ自体からは明らかでない場合には、これらの判断のためにウェブアーカイブサービスを利用することができる。

また、米国特許商標庁のホームページ[2]において、ビジネス方法の審査におけるウェブサイトの日付の特定のために利用できるリソースの一つとして、ウェイバックマシンが記載されている。

（２）　英国

英国知的財産庁の特許審査官は、特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を証明するためにウェイバックマシンを利用している。このサービスにより確認された日付は、一般に有効な日付と考えられている[3]。

---

[1] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q3,Q4 参照

[2] Wynn W. Coggins, Prior Art in the Field of Business Method Patents (AIPLA Fall 2002)
<http://www.uspto.gov/patents/resources/methods/aiplafall02paper.jsp>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

[3] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q3 参照

なお、特許審査便覧（Manual of Patent Practice）第18.09.3項[4]に、「archive.org（ウェイバックマシン）のようなところからの証拠は、決定的ではないが、公開日に関してほとんど疑いがないという審査官の意見を正当化することがある」とする記載がある。

（３） ドイツ[5]

ドイツ特許商標庁は、ウェイバックマシンを審査に利用している。頻繁に行われるのは、インターネット情報の公開日の確認である。頻度は少ないが、インターネット上で利用できなくなった内容の確認、異なる公開段階や公開資料の修正の確認が行われることもある。

（４） 欧州特許庁

欧州特許庁の審査において、特定のウェブページの公開日を立証、確認するためにウェイバックマシンが使用されることが時折ある。時には、ウェイバックマシン（または相当するサービス）が唯一の出所である場合がある。これは、例えば文書そのものが消滅した場合が挙げられる。また、特定のインターネット情報についてその時に公衆に利用可能であったことを示す二次的証拠として使用される場合もある。

ウェイバックマシンからの情報の許容性には何時でも、例え出願人が一見合意している場合であっても、異議を申立てることができる。何時でもとは、審査の終りごろを意味するが、異議申立てあるいは審判までを意味する[6]。

なお、EPO 通知[7]においては、「インターネットアーカイブ（ウェイバックマシン）が不完全であるという事実は、それが記録しているデータの信頼性を損ねない」としている。

４． ウェブアーカイブサービスに記録された情報の先行技術としての利用上の問題

ウェイバックマシンに記録された情報の先行技術としての利用上の問題としては、米国特許商標庁よりは、記録されたウェブページ上のリンクをクリックしても、他のアーカイブページに常に移動できるわけではなく、現在のウェブページに移動してしまう場合もある点が挙げられた[8]。

---

[4] Manual of Patent Practice, Section 18: Substantive examination and grant or refusal of patent <http://www.ipo.gov.uk/practice-sec-018.pdf> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

[5] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（ドイツ）Q3 参照

[6] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（欧州特許庁）Q3 参照

[7] Amtsblatt EPA Official Journal EPO Journal officiel OEB 8-9/2009, pages 456-462 <http://archive.epo.org/epo/pubs/oj009/08_09_09/08_4569.pdf> [最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日]

[8] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（米国）Q4 参照

英国知的財産庁よりは、ウェイバックマシンは、完全なものではなく、そこで入手できないウェブページも多々ある点が、本報告書第Ⅲ章でのインターネット情報の先行技術としての利用上の問題に加えて挙げられた[9]。

また、欧州特許庁よりは、ウェイバックマシンは網羅的ではない点、全文や日付別での検索能力を欠いていることは審査官にとっては不利益である点、動的ウェブページは常に完全に記録されてはいないので、ページの一部要素が欠落している可能性がある点が挙げられた。さらに、ウェイバックマシンは、インターネットをブラウジングする者が目にするページではなく、ページのソースコードのみが記録されていることから、ブラウザとウェブの標準がさらに開発されれば、最新のウェブブラウザでは、廃止された標準で書かれた古いウェブページを正確に表示できないことも起こりうる点も挙げられた[10]。

[9] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（英国）Q4 参照
[10] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（欧州特許庁）Q4 参照

VI.　ウェブアーカイブに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等

１．　序説

本章では、我が国及び米国、英国、ドイツ、欧州特許庁において既存のウェブアーカイブサービスであるウェイバックマシンに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等の概要をまとめる。

日本においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした東京地方裁判所判決と、信頼できないとした知的財産高等裁判所判決とがあった。

英国においては、ウェイバックマシンに記録された情報を信頼できるとした英国知的財産庁の決定[1]があった。

ドイツ及び欧州特許庁においては、それぞれ信頼できないとしたドイツ連邦特許裁判所判決、欧州特許庁技術審判部審決があった。

ドイツ連邦特許裁判所判決及び欧州特許庁技術審判部審決については、海外弁護士事務所質問票調査結果をまとめる。

なお、米国[2]においては、該当する審決・判決は認められなかった。

２．　日本

（1）　平成 16 年（ワ）第 10431 号[3]

原告（株式会社フォア・フロント）が、原告の販売する携帯電話用ストラップの意匠が被告（有限会社有富商会）の意匠権（意匠登録第 1201825 号）を侵害するとしてその販売の停止等を求めてきた被告に対し、被告の意匠権に基づく製造等の差止請求権の不存在確認を求めた事件である。

被告が被告ホームページ上に、被告製品である携帯電話用ストラップを撮影した写真を掲載して宣伝したことは当事者間に争いがなかった。

原告はウェイバックマシンを利用して得た被告ホームページについての情報により、被告が本件意匠権の出願日より前に、上記被告製品である携帯電話用ストラップをホームページで宣伝したことを主張した。

---

[1] 審査官が拒絶を考えるときは、出願者は上級審査官の意見を聞く機会が与えられる。出願が拒絶されれば、28 日以内に特許裁判所に審決取消を申請できる。しかし、そのような訴えはめったに成功しない。
産業財産権侵害対策等事業（特許庁委託事業）イギリス（侵害）
<http://www.iprsupport-jpo.jp/soudan/miniguide/pdf/England.html>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

[2] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（米国）Q10 参照

[3] 東京地方裁判所 平成 17 年 2 月 23 日 裁判所判例検索システム
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/D9D0FBAD0FC72467492570FC000222D3.pdf>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

他方、被告はウェイバックマシンは信用性を欠き、また、被告ホームページの記載内容は、誤記が多く、信用することができないと主張した。

東京地方裁判所は、被告は、日付等の点について、ウェイバックマシンは信用性を欠く旨主張するが、米国NPOインターネットアーカイブは、1996年、全世界のウェブの収集を開始し、2001年、100テラバイト、1600万サイト以上の巨大なコレクションとなった当該ウェブアーカイブの公開をウェイバックマシンにより開始したこと、世界知的所有権機関の特許協力条約国際出願の国際調査及び国際予備審査の実務を規定するガイドラインは、ウェブサイトに掲載された公開情報の公開日を知るための手段の１つとして、ウェイバックマシンを挙げていることが認められるとした。

また、ウェイバックマシンによる情報によれば、平成15年12月9日時点の被告ホームページでは、被告製品の写真に「※意匠登録申請済※」と付記されているが、同年2月27日時点の被告ホームページでは、被告製品の写真に上記のような付記がないことが認められるところ、この点は、平成15年5月22日に出願された本件意匠権の出願経過に合致しているとした。

そして、同裁判所は、これらの事実からすると、ウェイバックマシンの示す収集内容及び日付は、十分信用することができるものと認められるとした。

なお、同裁判所は、被告は、被告ホームページの記載内容は誤記が多く、信用することができない旨主張するが、自ら意匠登録申請済と付記した被告製品の記載内容に関する限り、信用することができないことを示す事情について具体的な主張はないから、被告のこの点の主張は採用することができないとした。

（２）　平成18年（行ケ）第10358号[4]

原告（イングリッシュタウン　インコーポレイテッド）が、特許庁が取消2005-30642号事件についてした審決を取り消すことを求めた審決取消請求事件である。

特許庁における手続の経緯としては、原告は、「ＥＩＧＯＴＯＷＮ」（標準文字）を横書に表記した登録第4420958号商標の商標権者であった。被告（エイゴタウン・ドット・コム株式会社）は、本件商標について、その商標登録を取り消すことについて審判を請求し、平成17年6月20日、同審判請求の登録がされた。特許庁は、本審判請求を取消2005-30642号事件として審理し、本件商標の商標登録を取り消す審決をした。

審決の概要は、原告（被請求人）は、原告の開設するウェブサイトのトップページ（以下「原告トップページ」という。）に本件商標を表示し、同トップページは平成17年5月20日以降閲覧可能な状態にあったから、本件審判請求登録前に本件商標を使用していたと

---

[4] 知的財産高等裁判所 平成19年3月26日 裁判所判例検索システム
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070327161344.pdf>［最終アクセス日2010年3月11日］

主張するが、原告が審判手続において提出した証拠によっては、本件商標を本件審判請求登録前に上記ウェブサイトにおいて使用していたものとは認めることができないから、結局、本件商標は、本件審判請求登録前3年以内に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が取消請求に係る指定商品又は指定役務について使用したことの証明がないことに帰する、というものであった。

本審決の取消事由について、原告は、原告トップページの左上部に表示された、青色の吹出し形状の図形と、その右側のオレンジ色の「ｔｏｗｎ．ｃｏｍ」の欧文字、そして、当該青色の吹出し形状の図形の中の「ｅｉｇｏ」の欧文字と「ｅｎｇｌｉｓｈ」の欧文字とが数秒間隔で交互に切り替わる態様（以下、当該表示を「本件吹出し切替画像」という。）は、コンピューターの画面上に表される当該の画像ファイルの作成日やアドレス、ファイル名等及び関係者による電子メール記録から、平成17年5月20日以降閲覧可能な状態にあったことを主張した。さらに、ウェイバックマシンには、原告のウェブサイトのデータも収集、保管されており、平成17年5月22日に保存された原告のウェブサイトのデータによれば、当該画面の左上には、本件吹出し切替画像が表示されていることから、原告が平成17年5月20日に原告トップページ上に本件吹出し切替画像を掲載し、これが誰にでも閲覧可能な状態になっていたことが明らかであることを主張した。

しかしながら、知的財産高等裁判所は、一般的に、コンピューターの画面上に表されている作成日やアドレス、ファイル名等は、これを書き換えたりあるいは画面（コンテンツ）自体を差し替えることが容易であり、例えば、ウェブサイトにデータをアップロードした日時、すなわちデータの更新日時は、個々のコンピュータに連動しているため、これを操作することで容易に真実と異なる日時を表示させることができることから、直ちに原告トップページにおいて平成17年5月20日以降本件吹出し切替画像が閲覧可能な状態にあったと認めることはできないとした。また、電子メールについては、その作成日は、作成者が使用するコンピュータで設定した日時に依存して記録されるものであって、容易に真実と異なる日時を表示することができるし、また、受信した電子メールの内容をその後に容易に訂正することもできるものとした。

そして、同裁判所は、原告は、ウェイバックマシンに原告のウェブサイトのデータが収集・保管されており、同サイトにおけるリストの「May 22, 2005」と書かれた部分をクリックすると、本件吹出し切替画像の表示された原告トップページの映像が現れるから、平成17年5月22日当時の原告トップページには、本件吹出し切替画像が掲載されていたことは明らかであると主張するが、ウェイバックマシンについては、利用規約に記録内容の正確性について保証しないことが記載されている上、現に、ウェイバックマシンに記録されている日経新聞のウェブサイトの内容について、真実と異なる内容が表示されている例が存在することに照らせば、直ちに原告トップページにおいて平成17年5月20日以降本件吹出し切替画像が閲覧可能な状態となっていたことを認めることはできないとした。

なお、日経新聞のウェブサイトの内容について、真実と異なる内容が表示されている例は、被告の反論として述べられており、被告は、2006年4月7日、10日、11日及び14日付けのそれぞれの日経新聞のホームページとしてウェイバックマシンに記録されているウェブサイトの内容は、そこに表示されている株価チャートはすべて同一であり、そして、ウェイバックマシンが当該株価チャートを実際に保存・記録した日時は2006年4月20日であるとしていた。

３． 英国

（１） BL 0/362/09[5]

本件は、自動車のナンバープレートを検出する方法に関連する出願（GB0714545.1）の審査における英国知的財産庁の決定である。なお、出願人はRanger Services Ltdであり、出願日は2007年7月26日であった。

英国知的財産庁の口頭審理担当官（hearing officer）は、本出願を精神的行動（mental act）であり、またコンピュータ・プログラムであるとして拒絶したが、さらに、本件においては、蓋然性の均衡(the balance of probabilities)からウェイバックマシンが提供したウェブページの日付は有効な日付であるとし、ウェイバックマシンが提供したウェブページの日付をもって、審査官が進歩性の欠如を示す文献として引用したウェブページの情報は引用として有効であることも示した。

口頭審理担当官は、口頭審理に先立ち、審査官が引用していた2007年6月バージョンとして日付情報が付されているウェブサイトwww.caslon.com.au/anprnote2.htmの文献について、ウェイバックマシンを利用して調査を行い、当該ウェブサイトの情報が本件出願よりも前の2007年7月7日の日付で記録されていることを確認した。

出願人は、この日付は信頼できないとし、バージョンの日付情報と公開日は常に同じであるとは限らず､ウェイバックマシンにおいて2007年7月7日の次にクローリングされた日付の2007年8月28日は、本出願よりも後であることからも引用された文献の有効性に疑問があると主張したが、口頭審理担当官は、本件においては、ウェイバックマシンが提供した2007年7月7日の日付を有効な日付であるとした。

---

[5] Ranger Services Ltd, BL 0/362/09, 17 November 2009
<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results.htm?Err=BLNUMMissing>
［最終アクセス日2010年3月11日］

４．　ドイツ

（１）　17 W（pat）1/02[6] [7]

出願人（Tellique Kommunikationstechnik GmbH）がコンピュータネットワーク情報関連の出願（DE10008949.6）を拒絶されたことを受けて、拒絶査定不服審判を請求した事件である。

本出願は、主題が特許性から除外されるコンピュータ・プログラムであったことから拒絶され、また、審査部は、先行技術の引例として７つのインターネットアドレスを引用していた。

ドイツ連邦特許裁判所は、出願の有効となる日より前に上記先行技術が存在したことを証明する必要があったとする理由から審査が適切ではなかったとし、審査部がその証拠を提供しなかったとする見解を示した。なお、インターネットから取り出した情報によって、いつその情報が公開されたかを判断することはできないとした。

また、同裁判所は、証拠としてインターネットアドレスの履歴(history)を記録しているとされるウェブアーカイブ(例えば、ウェイバックマシン)への参照を提供することでは不十分であるとの見解を示した。当該のウェブアーカイブから取り出した情報の信頼性は、他のインターネットアドレスからの情報の信頼性と同等であり、また、こうしたウェブアーカイブは、一般に完全でも、現在存在しているものに即しているものでもないとした。

５．　欧州特許庁

（１）　T 1134/06[8] [9]

出願人(Konami Corporation)がコンピュータゲームシステム関連の出願(EP01305949.8)を拒絶されたことを受けて、拒絶査定不服審判を請求した事件である。

欧州特許庁の技術審判部は、審査部が拒絶理由に引用していた、ウェイバックマシンにより開示されていた情報の先行技術としての信頼性を検討することを求められた。

技術審判部は、書面による記述により利用可能とされる従来の印刷物の形での先行技術の信頼性と、欧州特許条約第 54 条(2)[10]に基づき、口頭の説明又はその他のあらゆる方法

---

[6] Computer network Information(Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court(BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323
[7] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（ドイツ）Q10 参照
[8] Konami Corporation/Internet citations, T 1134/06, the decision of 16 January 2007, EPO(Technical Board of Appeal)<http://legal.european-patent-office.org/dg3/pdf/t061134eu1.pdf>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］
[9] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（欧州特許庁）Q10 参照
[10] 第 54 条　新規性

により公衆に利用可能とされた情報の信頼性との間に相違がある点を指摘し、インターネットにより公衆に利用可能とされた情報の信頼性については、口頭の情報と同じように判断されるべきとし、「インターネット上での開示情報はいつ、何が、どの状況で公衆に利用可能となったのか」という問いに回答しなければならないとした。そして、これらの問いについては、合理的な疑いを超えた（beyond any reasonable doubt）厳格な立証基準により判断がなされなければならないとした。

インターネットは一時的な性質のものであり、ウェブサイトの更新はすぐにまた容易にでき、規制がなく、大半のウェブサイトは不確かなものであるとの理由から、技術審判部は、ウェブサイトのコンテンツの信頼性が高いこと及び関連情報がいつ公開されたのかを立証することは難しいことが多いとした。

さらに、問題とされているインターネット上で開示された情報は、ウェブアーカイブからのものであったので、技術審判部は、リンクが保存されていないかもしれないこと、そしてウェブアーカイブに記録されているフォーマットが元のフォーマットに忠実でない可能性があるとの理由から、さらなる問題を提起するとみなした。

こうした状況から、信頼性を証明するために更なる証拠が求められたが、証拠は提供されなかったことから立証基準が満たされず、ウェイバックマシンにより開示された情報は技術水準の一部を構成するとはみなされなかった。

(1) 発明は，それが技術水準の一部を構成しない場合は，新規であると認められる。
(2) 欧州特許出願の出願日の前に，書面若しくは口頭，使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。
(後略)
(特許庁 外国産業財産権制度情報 欧州特許庁 欧州特許付与に関する条約の参考仮訳より。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm>[最終アクセス日2010年3月11日])

Ⅶ.　特許庁によるウェブアーカイブの構築に関する海外調査

１．　序説

本章では、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁での特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性、構築するとした場合の課題、望まれる構成・機能について、海外知財庁質問票調査及び海外弁護士事務所質問票調査を行った結果をまとめる。

２．　海外知財庁質問票調査

（1）　米国[1]

（i）　特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

米国特許商標庁によるウェブアーカイブの構築は、現在の優先課題ではなく、検討中のプロジェクトでもない。今のところ、「ウェイバックマシン」のウェブアーカイブサービスにより、電子ドキュメントの十分な検証が行える。

（ii）　ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

米国特許商標庁がウェブアーカイブを構築するとした場合、すべての電子ドキュメントについて統計的に信頼できる日付特定メカニズムを定める必要性があると思われる。なお、民間のウェイバックマシンのウェブアーカイブサービスを用いる現在の慣行では、アーカイブ日付が正しくないことの立証責任が特許出願人に課されている。また、政府の行為は通常正しいと推定されるので、米国特許商標庁が、アーカイブ日を付した独自のウェブアーカイブを構築すれば、アーカイブ日付の立証は課題とならなくなると思われる。

他方、ウェブアーカイブの構築には、著作権上の問題が生じる可能性がある。

そして、米国特許商標庁が直面する可能性があると考える課題のうち、最も重要な課題は、厖大となることが見込まれるデータベースの制作及び維持にかかるコストの正当化である。

[1] 資料Ⅲ　海外知財庁質問票調査（米国）Q5,Q6,Q7 参照

（ⅲ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

米国特許商標庁がウェブアーカイブを構築するとした場合、米国特許商標庁職員及び公衆の双方に利用可能な、全文サーチシステムが提供されることが期待される。

（２）　英国[2]

（ｉ）　特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許庁の構築するウェブアーカイブは、特許審査官にとって有用なツールとなると考えられる。ただし、検索が有効に行えることとそのコンテンツの日付が法律上確かなものであることが条件となる。もっとも、そのようなウェブアーカイブを構築・管理することは既にウェイバックマシンが提供しているような有用な機能について考慮すれば、非常に大変な作業であると考えられる。費用対利益の分析では、特許庁主導のウェブアーカイブがウェイバックマシンなど既存のサービスの他に提供し得る利益と、そのようなウェブアーカイブの設置・管理のための費用とを慎重に検討することになるだろう。いくつかの特許庁が共同で参加して、このようなウェブアーカイブを多国間ベース、若しくは世界知的所有権機関により構築するかどうかを検討することも考えられるだろう。しかしながら、この場合もやはり、そのようなウェブアーカイブが費用の妥当性を示すために、既存のサービスに対して著しい利益をもたらしてくれることが望まれる。費用対利益の分析はやはり不可欠であるだろう。

なお、英国知的財産庁は、今のところ、ウェブアーカイブを設置する予定はない。

（ⅱ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

ウェブアーカイブを構築する上での重要な課題は、費用であると考えられる。この費用には、ウェブアーカイブ設置費用とウェブアーカイブの維持費用の両方が含まれる。

英国の著作権法が英国知的財産庁によるウェブアーカイブの設置を認めるかどうか、またその成果を第三者（特許出願人、他の特許庁、一般公衆）と共有することが許されるのかどうかの点でいくらかの法律上の問題もあると考えられる。ウェブアーカイブがウェブページに与える日付が法律上確かなものとなることを確保するために、しかもそのウェブページがインターネット上ではもはや公衆に利用可能とはなっていないが、過去に利用可能となっていたものについても保証するために、ウェブアーカイブの設計段階では、法律

[2] 資料Ⅲ　海外知財庁質問票調査（英国）Q5,Q6,Q7 参照

上の助言も必要となると考えられる。

なお、英国特許法第 2 条 (2) [3]は、「技術水準とは、すべての事項(製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか，その他何らかの事柄であるかを問わない。)で当該発明の優先日前の何れかの時に(連合王国におけるか外国におけるかを問わず)公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない」と定めている。従って、非公のウェブアーカイブに記録され、他の手段では公衆に対し利用可能なものではなくなったウェブページは、英国ではやはり何れかの時に公衆に対し利用可能なものとされた、技術水準を構成すると思われる。

また、重大な技術上の課題もある。ウェブアーカイブに記録されたウェブページには日付印はどのように適用されるのであろうか。何を根拠として、ウェブページはウェブアーカイブに追加されるのであろうか。記録はどのような方法で検索できるのであろうか。例えば、ウェブページに分類用語(classification terms)は適用されるのであろうか。アーカイブは自動的に行われるのであろうか。それとも人の手で行われるのであろうか。また、アーカイブした情報を蓄積するためにはどのくらいの容量のサーバーが必要なのであろうか。こうした技術上の課題は克服できると考えられるが、それによって生じるシステムの費用は大きな要因となるだろう。

（iii）　ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

インターネット上で開示される情報には、次のような様々な種類のものがある。

1. 既存の文書アーカイブに記録されている学術論文、ジャーナル、その他技術文書(無償のものも、購読料が必要なものもある)
2. 技術や製品について報告したり、議論したりする技術ニュースサイトやインターネット上のフォーラム
3. 自社の製品やサービスに関する情報を提供する製品やサービスの提供業者のウェブページ
4. ユーザーが編集可能な情報を提供する Wikipedia など、インタラクティブなウェブ

---

[3] 第 2 条 新規性
(1) 発明は，それが技術水準の一部を構成しないときは，新規なものと認められる。
(2) 発明についての技術水準とは，すべての事項(製品若しくは方法であるか又はその何れかに関する情報であるか，その他何らかの事柄であるかを問わない。)で当該発明の優先日前の何れかの時に(連合王国におけるか外国におけるかを問わず)公衆に対し書面若しくは口頭の陳述又は実施その他の方法により利用可能なものとされたものを包含するものと解さなければならない。
(後略)
(特許庁 外国産業財産権制度情報 英国 特許法の参考仮訳より。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm>[最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日])

サイト

5. 運営手法に発明を用いているウェブサイト(特にコンピュータ／ビジネス手法の分野、例えば、インターネット販売システム)
6. 自身のウェブページ、ブログなどで技術について語る他のウェブユーザー

一般に、上記の 1 や 2 のタイプの開示情報の日付を判断するのはむしろ容易であり、3 から 6 のタイプは、日付を判断するのに問題が生じる可能性がある。公のウェブ上で見つかった文献の日付を確認するために用いられるだけであっても、ウェブアーカイブが大幅に価値を追加すると考えられるのはこの分野においてである。ウェイバックマシンはこの目的で既に有用なツールとなっている。使用したキーワードを開示せずに検索できる安全なウェブアーカイブは、既存のウェブアーカイブサービス以上に価値が追加されると考えらえる。

また、特許審査官が最大限に利用できるようにするために、ウェブアーカイブは以下を備えている必要があると考えられる。

1. ウェブアーカイブに記録されたページのそれぞれに法律上確かな方法で日付印を付し、定期的な間隔でアーカイブを行う。
2. 非公開の検索を可能とする強力な検索ツールを含む（つまり、使用されたキーワードが公衆に開示されない検索を行う)。
3. 特定の技術分野に限定されるとしても、大量の記録を含む。
4. 分類用語(classification terms)。ただし、ウェブページに追加するには費用がかかると考えられる。

（３） ドイツ[4]

（ｉ） 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許法に基づき関連する、真正な公開資料の情報を改ざん防止された環境で利用できるウェブアーカイブを構築することは有用である。そのようなウェブアーカイブは、少なくとも特許庁の委託により構築されるべきであり、また特許法の要件を充足するためのものである場合、特許庁の監督の下で運用されなければならない。主要な特許庁がそのようなウェブアーカイブを共同で運営することができないかも模索するべきである。

[4] 資料Ⅲ 海外知財庁質問票調査（ドイツ）Q5,Q6,Q7 参照

（ⅱ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

インターネット上で公開された情報を蓄積した日の証明、蓄積した後の非改ざん性の証明をどのようにするかの課題がある。また、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合の問題がある。

（ⅲ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

膨大な格納スペースが必要となるので、含める公開資料は、有用な基準に基づき選択、制限するべきであるが、現在、ドイツ特許商標庁はウェブアーカイブについて具体的な要件を採択していない。

（４）　欧州特許庁[5]

（ｉ）　特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

欧州特許庁は現在ウェブアーカイブの構築を行っておらず、またその予定もない。議論が行われ、現在も進行中であるが、これまでに必要性の意味での結論が下されたことはない。ただし、欧州特許庁は、原則として、特許付与という公務の枠内で当該のウェブアーカイブの構築・使用について権限を有すると考えられる。

そして、ウェイバックマシンは、特許庁のニーズに合わせられたものではなく、非特許文献の文書化（すなわち、分類、全文、日付別など、既存の審査官の調査ツールにより検索可能とすること）は、インターネット上に公開されるものであろうと、従来の方法で出版されるのであろうと、検索の品質を確保するための特許庁の重要な責務である。

他方、調査・審査手続は、本質的に行政上のものであり、高度な立証基準によって求められる程度までインターネット上の公開情報を調査するために必要な時間又は資源を認めないが、インターネット上の公開情報は、調査文書に不可欠なものとみなされる。今後この重要性は増すであろう。

（ⅱ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

欧州特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、日付の立証と内容の完全性の課題がある。誰が当該ウェブアーカイブの構築・維持費を負担するのか、また、その費用は、対応

[5] 資料Ⅲ　海外知財庁質問票調査（欧州特許庁）Q5,Q6,Q7 参照

する事例の数や重要性に見合うのかという問題もある。また、当該の情報のダウンロードには、通常著作権者の許諾を要する。さらに、非特許文献全般にすでに当てはまるもう一つの著作権の側面は、包袋閲覧プロセスの範囲内で公衆に対して利用可能とされるという点がある。

（iii）　ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

欧州特許庁が構築するウェブアーカイブは、欧州特許庁の職員、出願人、公衆のすべてがウェブアーカイブの信頼性に絶対的な自信を持つに足る確実性及び正確性を備えるように設計される必要がある。公衆がウェブアーカイブを利用できないのであれば、これを達成することは難しい。

なお、当該ウェブアーカイブは、記録されたウェブページを記録された日に、利用者に表示された通りに提供する必要があり、またこの機能を将来にわたって維持するべきである。また、日付別の検索を可能とし、また全文検索も可能であることが好ましい。

そして、インターネット情報の引例は、どのウェブサイトが多く引用されているのかを判明させるべく分析することができ、こうしたウェブサイトをまずは記録することができる。

なお、こうしたウェブアーカイブがウェブアーカイブに記録されていないインターネット上の公開情報を「引用不可能」にしてしまうことはなく、それらも公開日を確立する既存の手段を使用して、先行技術として引用し続けることができることも言及されるべきである。

３．　海外弁護士事務所質問票調査

（１）　米国[6]

（ｉ）　特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

米国特許商標庁によるウェブアーカイブの構築は特に必要とされないと考えられる。庁外において、ウェイバックマシンのような有用データベースが登場しており、このようなウェブアーカイブサービスは今後も増大する傾向にあると考えられる。

その背景として、第一に、米国はIT業界を牽引するMicrosoftやGoogleが拠点とするIT先進国である。第二に、米国では審査の質が低いと非難される半面、それに対するプラ

[6] 資料Ⅱ　海外弁護士事務所質問票調査（米国）Q11,Q12,Q13参照

イベートセクタからの問題提議も盛んである。アンチパテントの非営利団体も存在する。すなわち、営利団体、非営利団体の両方が牽引し、公共に資するビジネスとしてウェブアーカイブサービスが急速に広まる土壌があるといえる。そして、このようなの状況において民間企業ができることを、政府があえて先導し、または参入することは好まれない。

（ⅱ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

公知性、非改ざん性、著作権法上の取扱い、文字化け等のシステムの不具合の課題があろう。また、米国特許商標庁においては、十分な予算を確保できるか大きな課題であろう。

（ⅲ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

一般のウェブアーカイブサービスと同様、できるだけ頻繁な情報収集が必要であろう。また、自動的な日付の電子的な付与（Stamp）など、客観的に先行技術としての証拠性を高めるための構成、機能が要求されるであろう。

（２）　英国[7]

（ｉ）　特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許審査のためにウェブアーカイブを構築することに伴う費用及び困難さはそれによる利益を上回るので､英国知的財産庁はウェブアーカイブを構築するべきではないと考える。ウェイバックマシンを利用し、蓋然性の均衡（the balance of probabilities）に基づき公開日を評価する現行の制度は妥当であり、英国知的財産庁が独自のウェブアーカイブを構築する必要はない。

（ⅱ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

現行の法的枠組みにおいて、ウェブアーカイブは、コンテンツを記録されている著作権者すべてから許諾を得ない限りは、ウェブアーカイブに記録されたコンテンツの著作権を必ず侵害すると考えられる。

また、ウェブアーカイブへのインターネット上の情報の蓄積は、英国法に基づき著作権侵害となるだろう。

[7] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（英国）Q11,Q12,Q13 参照

ウェブアーカイブに個人情報が記録されている場合、ウェブアーカイブの運営者は1995年 EU データ保護指令（EU Data Protection Directive 1995）を実施する英国法の 1988年データ保護法（Data Protection Act 1988）に基づく義務について検討する必要があると考えられる。

また、ウェブアーカイブの運営者は、ウェブアーカイブに記録されたページが中傷的、猥褻的であり、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反することに対する責任を問われることがあるかもしれない。

（ⅲ）　ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

ウェブアーカイブを構築するとした場合、次の機能を有しているべきである。

1. キーワード又は主題検索
2. 日付検索（特定の日において又はその前に利用可能であった文献の検索）
3. IPC コード検索
4. 発行者検索

ウェブアーカイブは、インターネット公開情報がいずれかの時点でどのように変更されたとしても、初めて利用可能とされた日付について信頼できるログを維持する必要がある。そして、特許庁の構築するウェブアーカイブは、特許庁の手続及び裁判所において証拠として認められるインターネット公開情報の内容及び日付の立証ができるものである必要がある。

他方、ウェブアーカイブは、公衆が調査のために利用できることが理想的である。こうすることは、特許出願人が特許出願の提出前に技術水準について判断する上で大いに助けとなる。もっとも、こうすることで、ウェブアーカイブの運営者には、著作権侵害及び中傷的、猥褻的で、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反する、ウェブアーカイブに記録されたページに関連して、責任の問題を生じさせることがある。また、ウェブアーカイブが公衆により利用可能であるときは、特許庁は、公衆がウェブアーカイブに蓄積された情報を操作することはできないと確信できる必要がある。特許庁は、ウェブアーカイブに記録された情報を利用できることによる公共の利益と、ウェブアーカイブが公衆の利用に供された場合に特許庁が負うリスクとのバランスを取る必要があるだろう。

（３） ドイツ[8]

（ｉ） 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

ドイツ特許商標庁が構築するウェブアーカイブがあれば、インターネットからの情報が先行技術として受け入れられていないという現状は解決することができるだろう。ただし、既存のウェブアーカイブサービスについて連邦特許裁判所が打ち出した問題（ドイツ連邦特許裁判所判決 17 W（pat）1/02[9]）を回避するために「真の」公開の証拠を提出する必要がある。

（ⅱ） ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

ドイツ特許商標庁がウェブアーカイブを構築するとした場合、おそらくは著作権法が主な課題となるだろう。ウェブページ情報はドイツ特許商標庁内での使用を目的として複製することができるが、審査において引用されると、他の者に公開されることになる。また、ドイツ特許商標庁は、出願人に、さらには電子ファイルの閲覧により公衆にも提供するため、さらに複製を作成することにもなる。

他方、このようなウェブアーカイブは、すべての関係者が平等な取扱いを受けることを保証するために、出願人及び代理人が利用できる必要があるが、これによっても、著作権者の権利を侵害すると考えられる。

さらに、ウェブアーカイブには、文書のダウンロード元のウェブサイトが「公衆に利用可能とされている」との要件を充足することを証明する文書と共に、情報の蓄積が行われる必要がある。また、文書は改ざん防止のため、文書の内容が変更できないことを保証するフォーマットにより蓄積される必要がある。そして、文書がもはやデジタル形式では利用できないとき、高質な取込みが必要となる。

（ⅲ） ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

ウェブアーカイブを構築するとした場合、次の構造、機能を含むべきである。

1. 技術分野の分類
2. キーワード検索

---

[8] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査（ドイツ）Q12,Q13,Q14 参照

[9] Computer network Information(Computernetzwerk-Information), Federal Patents Court(BPatG), Decision of 17. 10. 2002, Docket No. 17 W (pat) 1/02, GRUR 2003, 323

3. 日付別の検索（～から／～まで）
4. 公開日
5. 発行者

さらに次のものを提供すべきである。

1. 公開日の証明
2. 公開内容の証明（蓄積文書が改ざんされていないことの証明）
3. 公開されていたことを証明する証明機関（例えば、特許庁）

（４） 欧州特許庁[10]

（ｉ） 特許庁によるウェブアーカイブの構築の必要性

特許審査のためにウェブアーカイブを構築することの費用及び困難さは構築によって得られる利益を上回るので、現時点で欧州特許庁はウェブアーカイブを構築するべきであるとは思わない。特許審査のために特に維持されるグローバルなウェブアーカイブは、欧州特許庁のウェブアーカイブよりも要請があると考えられる。

（ⅱ） ウェブアーカイブを構築するとした場合の課題

侵害について該当する例外を定めていない法域において、ウェブアーカイブは、コンテンツを記録されている著作権者すべてから許諾を得ない限りは、ウェブアーカイブに記録されたコンテンツの著作権を必ず侵害すると考えられる。
また、ウェブアーカイブへのインターネット上の情報の蓄積は、適用される国内法に基づき著作権侵害となり得る。
ウェブアーカイブに個人情報が記録されている場合、アーカイブの運営者は、1995 年 EU データ保護指令（EU Data Protection Directive 1995）を実施するための各国の欧州法に基づく義務について検討する必要があると考えられる。
またウェブアーカイブの運営者は、ウェブアーカイブに記録されたページが中傷的、猥褻的であり、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反することに対する責任を問われることがあるかもしれない。

[10] 資料Ⅱ 海外弁護士事務所質問票調査(欧州特許庁) Q12,Q13,Q14 参照

（iii）　ウェブアーカイブを構築するとした場合に望まれる構成・機能

ウェブアーカイブを構築するとした場合、次の機能を有しているべきである。

1. キーワード又は主題検索
2. 日付検索（特定の日において又はその前に利用可能であった文献の検索）
3. IPC コード検索
4. 発行者検索

ウェブアーカイブは、インターネット公開情報がいずれかの時点でどのように変更されたとしても、初めて利用可能とされた日付について信頼できるログを維持する必要がある。そして、特許庁の構築するウェブアーカイブは、特許庁の手続及び裁判所において証拠として認められるインターネット公開情報の内容及び日付の立証ができるものである必要がある。

他方、ウェブアーカイブは、公衆が調査のために利用できることが理想的である。こうすることは、特許出願人が特許出願の提出前に技術水準について判断する上で大いに助けとなる。もっとも、こうすることで、ウェブアーカイブの運営者には、著作権侵害及び中傷的、猥褻的で、プライバシーを侵害したり、その他法律に違反する、ウェブアーカイブに記録されたページに関連して、責任の問題を生じさせることがある。また、ウェブアーカイブが公衆により利用可能であるときは、特許庁は、公衆がウェブアーカイブに蓄積された情報を操作することはできないと確信できる必要がある。特許庁は、ウェブアーカイブに記録された情報を利用できることによる公共の利益と、ウェブアーカイブが公衆の利用に供された場合に特許庁が負うリスクとのバランスを取る必要があるだろう。

Ⅷ．　インターネット上で公開されている情報に関する国内調査

１．　序説

本章では、インターネット上で公開されている情報の取扱いの現状を把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業へ実施した国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査の結果をまとめる。

なお、本国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査は本報告書第Ⅸ章にまとめるウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する調査と併せて実施したものである。

２．　国内アンケート調査

（１）　調査方法

国内アンケート調査方法の概要は以下に示すとおりである。

（ｉ）　調査対象

①技術標準や規格を策定している準公的標準化団体[1]（17 箇所）

②日本知的財産協会の正会員企業（898 箇所）の内、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業

（ⅱ）　調査実施期間‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2009 年 10 月～11 月

（ⅲ）　調査方法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 郵送方式又は電子メール配信による

（ⅳ）　回収状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥計 117 箇所

内訳

①上記団体‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 7 箇所

②上記企業‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 110 箇所

[1] 情報・通信・電気機器・機械分野等の技術標準や規格を策定している機関等

（２）　調査結果の概要

全アンケート項目及び全集計結果、自由記載については資料編の資料Ⅴに記載するが、ここでは主だった結果をまとめる。なお、アンケート項目は、「団体向け」と「企業向け」を作成し、「団体向け」においては、技術文書をインターネット上に公開しているかどうかについての設問（Q5 と Q6）が追加されている。

（ｉ）　団体

① 技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開

Q5 において、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公開をしているとする回答が 5 機関、公開していないとする回答が 2 機関であった。

Q6 において、公開していないとする理由は、いずれも印刷物で公開している（印刷物を販売する、頒布する等）とする回答であった。

Q7 において、インターネット上で公開している内容については、技術標準、規格の回答が多かった。

図 8-1　団体への国内アンケート調査（Q7）の回答（資料Ⅴ－３参照）

Q8 において、公開の期間（Q7 が複数回答の場合は、公開期間が最も短いもの）については、１ヵ月未満から半永久的に公開まで様々であった。

図 8-2　団体への国内アンケート調査（Q8）の回答（資料Ⅴ－３参照）

Q9 において、更新のタイミングについては、定期的に更新する、バージョンがアップしたら更新する、内容の修正が必要な場合に更新する、のいずれの回答も複数あった。

図 8-3　団体への国内アンケート調査（Q9）の回答（資料Ⅴ－３参照）

Q10 において、無償か有償かについては、無償であるとする回答と、無償と有償の両方を含むとする回答とがあった。

図 8-4　団体への国内アンケート調査（Q10）の回答（資料Ｖ－３参照）

Q11 において、アクセスにパスワードが不要か必要かについては、両方を含むとする回答の割合が高かった。

図 8-5　団体への国内アンケート調査（Q11）の回答（資料Ｖ－３参照）

②　検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱い

Q12～Q17 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、検討段階のものをインターネット上で積極的に公開しているかどうかという設問である。技術標準及び規格については、積極的に公開している、公開する場合と公開しない場合がある、公開しない、のいずれの回答もあった。

③　検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱い

Q18～Q29 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、更新された際の旧版の取扱い及び、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する旧版の保存・保管方法に関する設問である。

技術標準については、Q18 よりいずれの機関も旧版をインターネット上から削除しており、Q19 より、削除する旧版の保存・保管方法については、4 機関の内、3 機関が印刷物を組織内部で保管するとしていた。

なお、規格については、Q20、Q21 より技術標準と同様の結果であった。

図 8-6　団体への国内アンケート調査（Q18）の回答（資料Ⅴ－３参照）

図 8-7　団体への国内アンケート調査（Q19）の回答（資料Ⅴ－３参照）

（ⅱ）　企業

①　技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開

Q5 において、インターネット上で公開している内容については、パンフレットの回答が 87 件と最も多かった。

図 8-8　企業への国内アンケート調査（Q5）の回答（資料Ⅴ－５参照）

Q6 において、公開の期間（Q5 が複数回答の場合は、公開期間が最も短いもの）については、半永久的に公開が 29%、3 年以上が 25%、1 年～3 年未満が 24%であったが、1 年未満とする回答もあった。

図 8-9　企業への国内アンケート調査（Q6）の回答（資料Ⅴ－５参照）

Q7 において、更新のタイミングは、内容の修正が必要な場合に更新するが 74 件で最も多く、次いで、バージョンがアップしたら更新するが 57 件であった。

図 8-10　企業への国内アンケート調査（Q7）の回答（資料Ⅴ－５参照）

Q8 において、インターネット上で公開している内容が無償か有償かについては、無償であるとする回答が 89%であった。なお、無償の内容と有償の内容の両方を含む企業において、その内容の違いについては、「ソフトウェア製品のバージョンアップおよび取扱説明書は有償」とする企業もあった。

図 8-11　企業への国内アンケート調査（Q8）の回答（資料Ⅴ－５参照）

Q9 において、インターネット上で公開している内容のアクセスにパスワードが不要か必要かについては、不要とする回答が 87%であった。なお、アクセスにパスワードが不要な内容と必要な内容の両方を含む企業において、その内容の違いについては、「有償のものはパスワード要としている。」とする企業もあり、「製品仕様書とユーザーサポート情報の違い。前者はパスワードを必要とする。」とする企業もあった。

図 8-12　企業への国内アンケート調査（Q9）の回答（資料Ｖ－５参照）

②　検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱い

Q10～Q15 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、検討段階のものをインターネット上で積極的に公開しているかどうかという設問である。いずれの技術文書においても、検討段階のものは公開しないしないとする回答の割合が 50%を超えていた。

③　検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱い

Q16～Q27 は、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書、それぞれについて、更新された際の旧版の取扱い及び、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する旧版の保存・保管方法に関する設問である。

パンフレットについては、Q20 より旧版をインターネット上から削除するとした回答が 87%であり、削除する旧版の保存・保管方法については、Q21 より②印刷物を社内で保管するとした回答が 31 件、④電子データを記録メディアに保存し、社内に保管するとした回答が 30 件、⑤電子データをサーバに保管するとした回答が 27 件であったが、④若しくは⑤に回答し、印刷物は保管せず、電子データのみを記録メディアに保存又はサーバに保管するとした企業は、②の印刷物を社内で保管するとした企業の数を上回っていた。

図 8-13　企業への国内アンケート調査（Q20）の回答（資料Ⅴ－５参照）

図 8-14　企業への国内アンケート調査（Q21）の回答（資料Ⅴ－５参照）

マニュアルについては、Q22 より旧版をインターネット上から削除するとした回答が 83%であり、削除する旧版の保存・保管方法については、Q23 より電子データをサーバに保管する、電子データを記録メディアに保存し、社内で保管するとした回答が多かった。

図 8-15　企業への国内アンケート調査（Q22）の回答（資料Ⅴ－５参照）

図 8-16　企業への国内アンケート調査（Q23）の回答（資料Ｖ－５参照）

技報については、Q24 より旧版をインターネット上に継続掲載するとした回答が 59%あった。なお、削除した場合の旧版の保存・保管方法については、Q25 より、④の電子データを記録メディアに保存し、社内に保管するとした回答が 8 件あったが、この内 3 社は②の印刷物を社内で保管するにも回答していた。

図 8-17　企業への国内アンケート調査（Q24）の回答（資料Ｖ－５参照）

図 8-18　企業への国内アンケート調査（Q25）の回答（資料Ｖ－５参照）

３．　国内ヒアリング調査

（１）　調査概要

国内アンケート調査項目をさらに詳細に把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体[2] 5 箇所及び技術標準やパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業[3] 15 箇所に対して国内ヒアリング調査を行った。

なお、ヒアリング項目については資料編の資料Ⅵにも記載した。ヒアリング項目は、「団体向け」と「企業向け」を作成し、「団体向け」においては、インターネット上に公開している内容を自動収集する場合の課題・問題点についての設問が追加されている。

また、企業に対する国内ヒアリング調査は、主に、第Ⅸ章でまとめるウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性等に関して行ったことから、対象企業は、技術標準やパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表し、かつ特許出願人でもある企業とし、また、本国内ヒアリング調査項目については、各社の知的財産部門で把握している範囲での回答となっている。

（２）　調査結果

（ｉ）　団体

① 技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

インターネット上に公開している内容としては、標準や規格、技術レポート、各種報告書等が挙げられた。

標準や規格についての更新のタイミングは、改定時や内容の修正が必要な場合に更新することが多く挙げられ、改定や修正の頻度としては、年単位の機関、年 4 回程度の機関、短くてもの 1～3 ヵ月位は公開しているとする機関があった。

なお、改定や修正は、履歴が分かる形でインターネット上に掲載している機関もあったが、誤記等はバージョンを変えず修正する場合もあるとする機関もあった。

[2] 情報・通信・電気機器・機械分野の技術標準や規格を策定している機関等
[3] 業種が情報・通信・電気機器・精密機械・化学・繊維の企業

(a)　公開している内容及びその公開期間・更新のタイミング
・標準、仕様書、技術レポート、調査報告書、パンフレットを公開している。 標準は、標準化会議が年４回開催され、新規制定、改定、廃止となる案件があれば更新される。 ・技術標準、技術文書、パンフレットを公開している。 技術標準及び技術文書の更新は、適宜開催される会合（策定時、改定時、廃止時）で承認されたタイミングで行われる。パンフレットは通常年１回更新される。 ・団体標準（規格、報告書など）、ガイドライン、調査報告書、活動報告書、統計データなどを公開している。 定期的に更新するもの、バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。 団体規格の場合、更新の有無は、ウェブページに最終更新年が記されているので、それをもって確認することができる。一年未満で更新が行われることは稀である。 ・ホームページで規格を PDF で公開している。 公開期間は、規格が制定・発行されてから廃止されるまでである。PDF の更新は規格が改正された場合に行う。 ・標準、規格、規格書等のドラフト、審議用資料等を公開している。 公開期間が最も短いものは１～３ヵ月位の期間公開している。 バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。誤記等はバージョンを変えず修正することもあるが、技術者が変更によって影響があるかどうかを想定し、困らないような形で更新している。

インターネット上に公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要かについては様々であった。

「一般向けの内容については、無償でパスワード不要であるが、会員向けの内容についてはパスワードが必要」とする機関、標準等は「会員は無償であるがアクセスにパスワードが必要で、非会員は有償でパスワードが必要」とする機関、規格について冊子は有償であるがインターネット上での閲覧はパスワード不要で可能である機関、「無償であるが、すべての内容にパスワードが必要」とする機関があった。

なお、会員限定情報としては、規格のドラフト等の検討段階の技術文書もあるとする機関もあった。

(b)　公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要か。
・一般向けの内容については、無償でパスワード不要であるが、会員向けの内容についてはパスワードが必要となる。 ・標準、仕様書、技術レポートは、会員は無償であるがアクセスにパスワードが必要で、非会員は有償でパスワードが必要。 調査報告書は無償で一部パスワードが必要。パスワードが必要な内容は、例えば、会費を利用した調査、個人情報に抵触する可能性のある内容がある。 パンフレットは無償でパスワードは不要。 ・解説や審議メンバーを除いた規格本体部分のみを無償で公開しており、パスワード不要で閲覧が可能となっている。全文が必要な場合は、冊子を購入してもらっている。 ・冊子として販売しているものは有償となっている。 アクセスにパスワードが必要なものは、会員限定情報であり、団体内での活動資料（報告資料や議事録、規格のドラフト等）である。これらの活動でまとまったものは、規格や活動報告書等としてパスワード不要で公開している。 ・無償であるが、すべての内容にパスワードが必要である。さらには、正会員は、ワーキンググループの審議段階の情報にアクセスできるが、準会員はＦｉｘされた内容のみアクセスできる。これは、標準化に賛同いただき会費を納めていただいている会員の利益のためである。

インターネット上で公開している内容を自動収集する場合の課題・問題点については、技術的な点としては、「プロテクトのかかっているサイト」や「メールアドレスを入力してメールで送信されるもの」はロボットによる自動収集はできないと思われる点が挙げられた。

他方、自動収集にあたっては、情報掲載元がホームページに明記している掲載情報に対する著作権や個人情報等の取扱いへの配慮が必要な点も挙げられた。

(c)公開している内容を自動収集する場合の課題・問題点について。 （更新の頻度，画像のリンク，動的生成ページ，収集ロボット排除設定等）
・プロテクトのかかっているサイトはロボットによる自動収集はできないと思われる。 ・メールアドレスを入力して、メールで送信されるものは自動収集できないと思われる。 ・excel ファイルは、ファイルごとは収集できると思われるが、画面としての収集は難

しいと思われる。 ・自動収集するにあたっては、ホームページに明記している当機関の著作権や個人情報、その他取扱い等のポリシーを守って頂く形であれば問題ない。 ・ホームページに明記されている著作権や個人情報の取扱いへの配慮が必要な点。

② 検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

検討段階の技術標準や規格等を、積極的に公開しているかどうかについては、公開していないとする機関が 3 機関、公開する場合と公開しない場合があるとする機関が 2 機関であった。公開していないとする理由としては混乱を避けるためとする機関もあった。

(a) 積極的に公開しているかどうか。
・公開していない。（３機関） ・公開する場合と公開しない場合がある。（２機関）

③ 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

検討段階又は策定時において標準や規格が更新された際の旧版の取扱いとしては、いずれの機関も旧版をインターネット上から削除していた。削除する旧版の保存・保管方法としては、販売用の印刷物を組織内部で保管する機関、印刷物を組織内部で保管するとともに電子データもサーバに保管する機関、印刷物を組織内部で保管するとともに電子データも記録メディアに保管する機関があった。

(a) 旧版をインターネット上に継続掲載するかどうか。また、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法はどのようにしているか。
・旧版をホームページから削除する。規格制定毎に販売用の印刷物が作成されるので、その印刷物が組織内部で保管される。 ・旧版をインターネット上から削除する。印刷物を組織内部で保管し、電子データをサーバに保管する。 ・標準や規格は、旧版をインターネット上から削除し、印刷物を組織内部で保管及び電子データを記録メディアに保管する。

その他技術文書は現在のところ量が少ないので継続掲載している。
・旧版をインターネット上から削除する。標準規格や技術資料については、最新版に改定履歴が記載され、また、廃止されたものは、タイトルのみインターネット上に継続掲載される。
・旧版をインターネット上から削除する。削除する旧版の保存・保管方法はケースバイケース。

（ⅱ）　企業

① 技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等のインターネットによる公開について

インターネット上に公開している内容としては、パンフレット、マニュアル、技報の他、技術参考資料、技術解説等が挙げられた。更新のタイミングとしては、技報等、定期的に更新されているものものあったが、技術参考資料等、随時のものもあり、公開期間が１ヵ月未満のものもあるとする企業もあった。修正は必要に応じて適宜行っているとする企業もあった。

(a)　公開している内容及びその公開期間・更新のタイミング

・マニュアル、技術公報誌、技術参考資料を公開している。
マニュアルは年２回の販売に併せて掲載（昨今は、紙資源の節約のため、製品添付は簡易版のマニュアルのみで、詳細版マニュアルは電子媒体のみで提供）、技術広報誌は四半期毎に掲載、技術参考資料は随時掲載。（情報・通信）

・パンフレット、情報システムの適用事例、オープンソースソフトウェアの取組み、技術動向等を公開している。技術情報の公開期間は１ヵ月未満のものは少ない。更新のタイミングは、バージョンアップの都度更新。なお、プログラムやそのマニュアルのバージョンアップの場合は、旧バージョンを並行して公開することもあるが、その他の情報について内容修正が必要な場合は、修正前情報は削除し、修正後情報のみ公開に供する。（情報・通信）

・マニュアルを公開している。公開期間は決まっていないが概ね３年以上公開している。追加情報等があれば随時更新している。追加情報は技術情報が多い。（情報・通信）

・月報及び研究所の紹介を公開している。研究所の紹介についての更新は不定期で、公開期間はケースバイケースで１ヵ月未満の場合もある。（情報・通信）

・パンフレット、マニュアル、技報、図面、試験成績書、外観写真、CAD データ等を公開している。公開期間は、少なくとも４～６ヵ月は公開しているものが多いが、キャンペーンのようなものは数日の場合もある。
更新のタイミングは、定期的に更新するもの、バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。特に新製品発表時や株主総会前に更新が増える傾向がある。（電気機器）

・パンフレット、マニュアル、技報を公開している。技報は、毎月出るものと、３ヵ月毎に出るものとがある。（電気機器）

・パンフレット、技報、その他技術文書を公開している。パンフレット等は新製品毎、技報は４半期毎、その他技術文書は不定期に更新している。（電気機器）

・パンフレット、マニュアル、主要技術、技報等を公開している。（電気機器）

・パンフレット、マニュアル、技報を公開している。（電気機器）

・パンフレット、マニュアル、技術解説を公開している。半年～１年位は公開している。更新のタイミングは、定期的に更新するもの、バージョンがアップしたら更新するもの、内容の修正が必要な場合に更新するものがある。（電気機器）

・マニュアル、技術情報誌、商品情報、技術解説等を公開している。商品情報は少なくとも商品生産期間は公開している。更新のタイミングは随時であり、１ヵ月未満の場合もある。（電気機器）

・パンフレットを公開している。公開期間は不定期であるが、一製品に対し２～３年は公開している。そのスペック等を修正する場合もある。（精密機械）

・パンフレット、技報、各工場の製品フロー図を公開している。環境関連等のパンフレットは年１回、技報は年２回新しいものが出され、これらはバックナンバーも継続掲載している。製品フロー図は製品の入れ替え時に更新し、更新前のデータは誤解が無

いように削除している。（化学）

・パンフレットを公開している。内容の修正が必要な場合に更新する。１～３年は公開している。（繊維）

インターネット上に公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要かについては、無償でアクセスにパスワードは不要とする企業が多かったが、「マニュアルのダウンロードについては、『ご利用の条件』について同意していただく必要がある」とする企業や、「私的使用のための複製などは問題ないが、第三者への公衆送信等は禁じている旨をウェブ上に記載している」とする企業もあった。

また、無償であるが、一部にアクセスにパスワードが必要な情報もあるとする企業も複数あり、ごく一部に有償の内容もあるとする企業もあった。

アクセスにパスワードが必要な情報については、「技術資料・開発ツールのダウンロードを行うためには会員になる必要がありパスワードの登録が必要であるが、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用している」とする企業もあった一方、「会員サイト上に掲載する情報へのアクセスには、パスワードを設けることも。このような場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがある。これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしない」とする企業もあった。

(b)　公開している内容は無償か有償か、また、アクセスにパスワードは不要か必要か。

・無償で、アクセスにパスワードは不要。（情報・通信 2 社、電気機器 2 社、化学、繊維）
・無償でアクセスにパスワードは不要。但し、マニュアルのダウンロードについては、「ご利用の条件」について同意していただく必要がある。（電気機器）
・無償でアクセスにパスワードは不要。私的使用のための複製などは問題ないが、第三者への公衆送信等は禁じている旨をウェブ上に記載している。（電気機器）

・無償であるが、一部にアクセスにパスワードが必要な情報もある。（電気機器 2 社）
・無償であるが、一部にアクセスにパスワードが必要な情報もある。アクセスにパスワードが必要なサイトの内容は、代理店に向けた販売情報が多い。（精密機械）
・無償である。技術資料・開発ツールのダウンロードを行うためには会員になる必要がありパスワードの登録が必要であるが、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用している。（情報・通信）

・ごく一部の有償の内容は基本的にパスワードが必要。（電気機器） ・ほとんどの内容が無償であるが、ごく一部に有償な情報もある。会員サイト上に掲載する情報へのアクセスには、パスワードを設けることも。このような場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがある。これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしない。（情報・通信）

② 検討段階の技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等に対する取扱いについて

検討段階のパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等を、積極的に公開しているかどうかについては、公開していないとする企業が多かった。

(a) 積極的に公開しているかどうか。
・公開していない。（電気機器 5 社、情報・通信、精密機械、化学、繊維） ・基本的には公開していない。（情報・通信） ・公開する場合と公開しない場合がある。PR 目的で公開する場合もある。（情報・通信）

③ 検討段階又は策定時において技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いについて

検討段階又は策定時においてパンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等が更新された際の旧版の取扱いとしては、技報は数年分はバックナンバーとして公開するとともに冊子も作成しているとする企業が多かった。また、マニュアルは長く掲載しているとした企業もあり、理由として「内容の問合せに対応できるように」とする企業もあった。

他方、現在のところは多くを継続掲載しているとする企業やルールはないとする企業もあった。

(a) 旧版をインターネット上に継続掲載するかどうか。また、旧版をインターネット上から削除する場合、削除する情報の保存・保管方法はどのようにしているか。
・技報は、過去 3 年分はバックナンバーとして掲載している。（電気機器） ・技術広報誌はバックナンバーとして旧版も公開、また冊子としても提供。マニュアルは販売終了後も、かなりの期間ダウンロード可。技術参考資料はシステムやサービス

の終了まで公開。（情報・通信）

・技報は、民間の情報提供会社から提供されている。情報提供会社の中には、技報について、個人利用複写を可とするか、閲覧のみとするか、各社と個別に契約を結んでいるところもある。ＣＳＤＢに蓄積されている技報もある。
マニュアルは、内容の問合せに対応できるように、継続掲載しているものもあり、紙のマニュアルを残しているものもある。（電気機器）

・現在のところは多くを継続掲載している。特にマニュアルについては長く掲載している。（電気機器）

・技報は数年分については継続掲載し、また、冊子を特許庁にも納めている。
パンフレット、マニュアルは、インターネット上から削除し、電子データを社内に保管している。また、冊子も作成している。（電気機器）

・技報はインターネットに継続掲載するとともに冊子も作成している。その他は、基本的には電子データを記録メディアに保存し、バックアップが必要な場合、サーバにも保存している。（電気機器）

・技報はインターネット上に継続掲載し、他方冊子も作成しており、刊行物として特許庁や大学、関連企業等へ送付している。（化学）

・月報はバックナンバーを継続掲載している場合もあるが、ルールはない。（情報・通信）

・パンフレットとマニュアルはインターネット上に継続掲載する。技術解説は１年毎にインターネット上から削除するが、インターネット公開よりも先に冊子が作成され、削除時には電子データが記録メディアとサーバに保存される。（電気機器）

・オープンソースソフトウェアのプログラムや技術資料は、各世代を継続掲載することも少なくない。一方、旧版がインターネット上から削除され、紙媒体に残されない技術情報もある。（情報・通信）

・旧版はインターネット上から削除し、電子データをサーバに保管する。（情報・通信、

精密機械）

・旧版をインターネット上から削除する。電子データを記録メディアに保存し、社内で保管する。冊子も作成している。（繊維）

４． 小括

（１） 団体

団体において、インターネット上に公開している情報としては、標準や規格、技術レポート、各種報告書等が挙げられたが、会費を伴う会員制がとられていることから、アクセスにパスワードが必要な情報や有償の情報も含まれることが認められた。

しかしながら、どのようなサイトへのアクセスにパスワードが必要かについては、会員向けの内容へのアクセスにパスワードが必要な機関もあったが、標準等の技術文書には全てパスワードが必要であり、会員は無償でアクセスできるが、非会員は有償でパスワードを入手する必要があるとする機関もあった。

他方、規格について冊子は有償であるがインターネット上での閲覧はパスワード不要で可能となっているとする機関もあった。

これらのことから、アクセスにパスワードが必要な情報の中にも、会員のみを対象とした一般に公開することを目的としていない情報と、標準等会員以外にも有償により広く公表することを目的とした情報とが認められ、他方、冊子は有償であっても、閲覧のみはインターネット上でパスワード不要で可能である情報もあることが認められた。

なお、標準や規格については、文書の性質上、公開期間が１ヵ月未満程度の短い場合は少ないとする機関もあり、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、印刷物を組織内に保管している場合も多い傾向が認められた。

（２） 企業

次に、企業において、インターネット上に公開している内容としては、パンフレット、マニュアル、技報の他、技術参考資料、技術解説等が挙げられ、更新のタイミングとしては、技報等、定期的に更新されているものもあったが、技術参考資料等、随時のものもあった。なお、公開期間が１ヵ月未満のものもあるとする企業もあり、修正は必要に応じ適宜行っているとする企業もあった。

公開している内容は無償でアクセスにパスワードは不要とする企業が多かったが、ダウンロードにあたっては「ご利用の条件」等に同意していただく必要があるとする企業もあ

り、一部有償の内容もあるとする企業もあった。また、会員サイトへのアクセスにパスワードが必要な場合について、会員になるために審査があるわけではなく、サービスの一環として運用しているとする企業もあった一方、会員サイト上に掲載する情報へのアクセスにパスワードを設ける場合、利用規約への同意等により機密保持義務を約したユーザにのみ閲覧を許可するケースがあり、これらの場合は、インターネットという手段を用いてはいるが、公開を目的とはしないとする企業もあった。

なお、インターネット上から削除された旧版の情報の保存・保管方法としては、技報は印刷物で保管されている場合が多い傾向が認められたが、その他の情報については、電子データのみが記録メディアやサーバで保管されている場合もあることが認められた。

そして、団体からも企業からも、掲載情報の自動収集にあたっては、ホームページ上に明記している掲載情報に対する著作権や個人情報等の取扱いへの配慮が求められることが挙げられた。

Ⅸ.　ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等に関する国内調査

１．　序説

本章では、ウェブアーカイブに記録された情報の特許審査に対する利用性・必要性・問題点等を整理・検討するため、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業へ実施した国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査の結果をまとめる。

なお、本国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査は本報告書第Ⅷ章にまとめたインターネット上で公開されている情報に関する調査と併せて実施したものである。

２．　国内アンケート調査

（１）　調査方法

国内アンケート調査方法の概要は以下に示すとおりである。

（ⅰ）　調査対象

①技術標準や規格を策定している準公的標準化団体[1]（17 箇所）

②日本知的財産協会の正会員企業（898 箇所）の内、技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表している企業

（ⅱ）　調査実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2009 年 10 月～11 月

（ⅲ）　調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 郵送方式又は電子メール配信による

（ⅳ）　回収状況・・計 117 箇所

内訳

①上記団体・・・ 7 箇所

②上記企業・・ 110 箇所

[1] 情報・通信・電気機器・機械分野等の技術標準や規格を策定している機関等

（２）　調査結果の概要

全アンケート項目及び全集計結果、自由記載については資料編の資料Ｖに記載するが、ここでは主だった結果をまとめる。なお、団体からの回収箇所は少なかったことから、主に企業の結果についてまとめる。

（ｉ）　団体

①　ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性･必要性･問題点等（情報提供者の立場から）

Q30 は、調査対象機関がインターネット上のみで公開した情報を、特許庁が審査に利用するために、ウェブアーカイブサービスやシステムを利用する必要があると、情報提供者の立場から考えるかどうかの設問であるが、わからないとする回答が多かった。

Q31 は、情報提供者の立場から、特許庁が既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかどうか、既存のウェブアーカイブサービスの信頼性に関する設問であるが、利用できない、わからないとする回答が複数あった。

Q32 において、既存のウェブアーカイブサービスを利用できないとする理由としては、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題の他に、「誤記、不明確点の解消等が行われた際の、改版前の情報が残されて誤った情報として利用されてしまう恐れ」が挙げられた。

②　特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

Q33 において、特許庁がウェブアーカイブを構築することについては、積極的に構築すべきとする回答と構築することに問題はないとする回答が複数あった。

Q35 において、特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象機関のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾できると考えるかについては、「手続きが煩雑でなければ許諾することができると考える」、「現時点ではわからない」とする回答がそれぞれ複数あった。

（ⅱ）　企業

①　ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性･必要性･問題点等（情報提供者の立場から）

Q28 は、調査対象企業がインターネット上のみで公開した情報を、特許庁が審査に利用するために、ウェブアーカイブサービスやシステムを利用する必要があると、情報提供者の立場から考えるかどうかの設問であるが、必要があるとする回答が 61%、不要であるとする回答が 11%、わからないとする回答が 28%であった。

図 9-1　企業への国内アンケート調査（Q28）の回答（資料Ｖ－５参照）

Q29 は、情報提供者の立場から、特許庁が既存のウェブアーカイブサービスを利用できると考えるかどうか、既存のウェブアーカイブサービスの信頼性に関する設問であるが、利用できるとする回答が 26%、利用できないとする回答が 17%、わからないとする回答が 57%であった。

図 9-2　企業への国内アンケート調査（Q29）の回答（資料Ⅴ－５参照）

Q30 において、既存のウェブアーカイブサービスを利用できないとする理由としては、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題の他に、システムの問題として「現状の“WayBack Machine”では、何かの事情で、文字化けしていたり、図や写真が省略されていたりすることが多々あるため、情報源として公平性に欠ける」点や、「保存されたファイルの内容が全て表示（復元）可能な状態で保存されているか不明」な点等が挙げられた。

また、「裁判の証拠としての使用可否が不明」な点も挙げられた。

図 9-3　企業への国内アンケート調査（Q30）の回答（資料Ⅴ－５参照）

② 特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

Q31 において、特許庁がウェブアーカイブを構築することについては、積極的に構築すべきが 23%、構築することに問題はないが 63%、構築することに反対が 5%の回答であった。

特許庁がウェブアーカイブを構築することに反対である具体的な理由としては、「ウェブ上の技術情報は審査用資料としては不適切な場合が少なくない」、「複雑なシステムになることが予測される。それゆえに情報の信憑性に疑問がある。」、「民間などを利用すべき」、「庁内の資料として非公開となった場合、情報提供される立場では、事前にその情報の有無

を確認できないので、無効理由を回避できない」等が挙げられた。

また、その他の具体的なお考えとしては、「本件先端技術情報アーカイブにおけるクローリングの詳細な仕様等が不明なので、回答のしようがない」とする回答もあった。

図 9-4　企業への国内アンケート調査（Q31）の回答（資料Ⅴ－５参照）

Q32 において、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合の問題点としては、システム運用に関しては、「データが膨大なものとなるので行政コストが増大する」等が、収集内容に関しては、「収集コンテンツの選定方法、基準をどうするか」、「特定の分野に情報が集中しないか」等や、「パスワード等で登録者にだけ開放されている情報の入手と情報提供データとしての採用可否」、「無償公開と有償公開を一律に公知情報として捉えるのか、また、制限を設ける場合はどの線で線引きをするのか」等が挙げられた。

また、「自動収集機能では、一定の制限がかけられている情報や写真やグラフ、図も公平に収集できるのか疑問」とする点も挙げられた。

そして、特許審査においては、「ウェブアーカイブの信頼性（蓄積した日にインターネット上に存在していたか、改ざんがされていないか）、特に、特許の有効性について、裁判上問題となった場合の証拠力があるか」等、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題が多く挙げられた。

また、「インターネット上の公開情報については、公開日およびその日付の確定方法について、認識を統一する必要があるように思われる」点の他、「虚偽またはその疑いがある情報が掲載された場合はどのように扱われるのか」、「記載内容について、技術内容的あるいは誤記レベルでもミスがあったため内容を更新した場合、当該ミス情報が審査に使われる可能性、あるいは、第三者が無効審判などの情報に利用することについて、疑問は残る」点等が挙げられた。

さらに、ウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者公開については、公開しない場合の問題としては「審査官が拒絶理由通知に利用できる公知情報を出願人や第三者が拒絶理

由通知が出るまで把握しようがないケースが増える。これでは、出願人の立場からは出願前に十分な先行技術調査をすることが困難で、拒絶理由通知ではじめて不意打ち的に存在を知らされるという事態になる。また、第三者の立場からは刊行物等の提出機会が失われ、瑕疵ある特許を生み出す恐れもある」とする点等が挙げられた。他方、企業サイトからの「蓄積データを公開した場合に企業活動を阻害する場合が生じる懸念が考えられる」点も挙げられた。

次に、Q33 において、特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象企業のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾できると考えるかについては、許諾することができると考えるが 25%、手続きが煩雑でなければ許諾することができると考えるが 33%、許諾することはできないと考えるが 7%、現時点ではわからないが 35%の回答であった。

図 9-5　企業への国内アンケート調査（Q33）の回答（資料Ｖ－５参照）

Q34 において、特許庁がウェブアーカイブを構築し、その情報を公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした回答が 81%であった。

図 9-6　企業への国内アンケート調査（Q34）の回答（資料Ｖ－５参照）

Q35 において、ウェブアーカイブに記録された先端技術情報全般についてのご意見・ご要望としては、情報の蓄積に関しては、「情報収集先の権利保護に配慮したシステム構築を要望する」や「自社の情報に内容の間違いやその他の事情があり、記録の削除が必要な状況になった場合、直ぐに削除していただける体制の確立が必要と考えます」等が挙げられた。

また、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、「特許庁内で審査官が審査のために閲覧をする事には問題はないと思います」とするご意見もあったが、「企業は先行技術調査を入念に行って特許されることを確信した上で出願を行い、将来取得される特許権を前提に研究開発計画と事業計画を立案し、膨大な費用を投じて新製品の研究開発を行います。仮に、企業が出願前にこれら新たに引用される可能性がある先行技術文献を察知できないような状況になるならば、特許されることを確信して出願した、事業計画の前提となる特許が取得できない場合も想定されます。このような出願人の不利益を回避するため、先端技術情報アーカイブを含む、新たに収集される公知文献情報の閲覧システムの提供を強くお願い致します」とする要望も複数あった。

そして、「ウェブアーカイブそのものが、もっと一般に知れ渡るように PR を積極的に行うべきと思います」とするご意見もあった。

３．　国内ヒアリング調査

（１）　調査概要

国内アンケート調査項目をさらに詳細に把握するために、また、企業からは特許出願人の立場よりのニーズやご意見についても把握するために、技術標準や規格を策定している準公的標準化団体[2] 5箇所及び技術標準や規格、パンフレット、マニュアル、技報、その他技術文書等をインターネット上で公表しており、かつ特許出願人でもある企業[3] 15箇所に対して国内ヒアリング調査を行った。

なお、ヒアリング項目については資料編の資料VIにも記載した。ヒアリング項目は、「団体向け」と「企業向け」を作成し、「企業向け」においては、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかどうかについての設問が追加されている。

（２）　調査結果

（ｉ）　団体

①　ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性･必要性･問題点等

ウェブアーカイブサービスやシステムを特許庁が審査のために利用する必要があると考えるかについては、わからないとする機関が、既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるかについては、利用できないと考えるとする機関があった。既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるかについては、ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日に、その情報がインターネット上に実在していたことについての実証とその信頼性が挙げられた。

(a)　ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステム（ウェブアーカイブサービスやシステム）を特許庁が審査のために利用する必要があると考えるか。
・わからない。（２機関）

[2] 情報・通信・電気機器・機械分野の技術標準や規格を策定している機関等
[3] 業種が情報・通信・電気機器・精密機械・化学・繊維の企業

(b)　既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるか。
・利用できない。

(c)　既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるか。
・ウェブアーカイブサービスがその情報を蓄積したとする日時に、その情報がインターネット上に実在していたことについての実証とその信頼性。

② 特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについてのご意見はいずれの機関からもなかった。

(a)　積極的に構築すべきかどうか。
―

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、「会員から会費を納めていただきホームページを運営しているので、特許庁がウェブアーカイブを構築するのであれば、自動収集の範囲や方針、根拠等を事前に明確にしてほしいと考える。」点、「規格は広く使っていただくものなので、特許庁が規格の情報を収集することは問題ないと考えるが、会員サイトのようにプロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくないと考える。」点、「検討段階の文書は不完全であり、審査の利用は望ましくないと考える。」点等が挙げられた。

また、収集された情報が審査に利用された場合には、「特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起こり得るように思われる。特許庁が第三者機関に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積した情報の時刻情報や内容を認証させるのであれば、情報掲載元に真偽が求められることのないことを明確することが望まれる。」点等も挙げられた。

(b)　どのような問題があると考えられるか。（複数回答）
・規格は広く使っていただくものなので、特許庁が規格の情報を収集することは問題ないと考えるが、会員サイトのようにプロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくないと考える。公開されている（誰でも見ることができる）サイトの情報を収集すべきと考える。

・検討段階の文書は不完全であり、審査の利用は望ましくないと考える。最終的に公表している内容のみの収集が望まれる。

・特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起こり得るように思われる。特許庁がウェブアーカイブを構築した場合、自団体にても、特許庁とは別にウェブ掲載実証のためのアーカイブが必要となって費用が発生する問題が生じるかもしれない。特許庁が第三者機関に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積した情報の時刻情報や内容を認証させるのであれば、情報掲載元に真偽が求められることのないことを明確にすることが望まれる。

・自動収集は難しいのではないか。新しい情報に対応していけるのか疑問がある。
・ロボットでの自動収集では必要な情報だけを選別して集めるのは難しいのではないかと考える。キーワードの設定によっては関係のない情報も多数集まってしまうし、集めた情報の取捨選択にもとても手間がかかる。例え限られた分野の情報を集めるとしても、情報掲載元は多岐に渡り情報量も膨大なものとなる。最初にロボットで情報を収集し、その後人が選別する位なら、最初から人による収集の方が効率が良いようにも思われる。

・現在、全ての内容のアクセスにパスワードを設定する前提（一般には公開しない前提）で、会員から会費を納めていただきホームページを運営しているので、特許庁がウェブアーカイブを構築するのであれば、自動収集の範囲や方針、根拠等を事前に明確にしてほしいと考えるが、自動収集の範囲の切り分けは難しいのではないかと考える。他方、現在のところ、最終的な標準や規格を一般に公開していないが、法改正等でこれらを収集するということとなれば、これらについては協力の形態を検討することになると考える。

・極めて短い時間でインターネット上に公開されていた情報も蓄積されてしまうことに問題があると思われる。

特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象機関のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができると考えるかについては、「インターネット上から削除されたものは印刷物等で保管されているものもあり、手続きが煩雑でなければ許諾できるかもしれないと考える」、現時点では全ての内容が会員限定であり、アクセスにパスワードを設定しており「許諾することはできないと考える」、「具体的にどのような情報がどのよう

な形で公開されるのか､詳細をお知らせ頂いた段階で検討することになると思われる」とする機関があった。

(c)　蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができると考えるか。
・項目によると考えられる。公開情報の場合は問題ないが、非公開情報が対象の場合は、会員の承認が必要と考えられる。インターネット上から削除されたものは印刷物等で保管されているものもあり、手続きが煩雑でなければ許諾できるかもしれないと考える。 ・現時点では、全ての内容のアクセスにパスワードを設定する前提（一般には公開しない前提）で、会員から会費を納めていただきＨＰを運営しているので、許諾することはできないと考えるが、技術標準や規格が法改正等で収集されるとなった場合にはこれを踏まえて方針を再検討する必要が有ると考える。 ・具体的にどのような情報がどのような形で公開されるのか、詳細をお知らせ頂いた段階で検討することになると思われる。

蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについてのご意見はいずれの機関からもなかった。

(d)　蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうか。
—

（ⅱ）　企業

①　ウェブアーカイブサービスの特許審査に対する利用性･必要性･問題点等

ウェブアーカイブサービスやシステムを特許庁が審査のために利用する必要があると考えるかについては、必要があるとした企業もあったが、内容によるとする企業もあり、「飛躍的に審査の質を向上させるとは思われない」とする企業もあった。

(a)　ある時点におけるウェブページのコピーを収集し、公開するサービスやシステム（ウェブアーカイブサービスやシステム）を特許庁が審査のために利用する必要があると考えるか。
・必要があると考える。インターネット上の情報も審査に利用していくべきと考える。

（情報・通信）
・ネット社会となっていく中で必要があると考える。（電気機器）
・必要があると考える。技術情報量は多い方が望ましいので。（繊維）

・ビジネスモデル分野や情報分野では必要があると考える。（情報・通信）
・必要があると考える。特にビジネスモデルやソフトウェアの分野では日付情報のない先行技術情報がウェブ上にのみ公開されている。（電気機器）

・電気、情報、通信分野の規格書や技報は非特許文献として利用する必要があると考える。しかしながら、企業のホームページに掲載されている技術情報は、審査に利用する必要があるとは思われないし、他の手段（紙のパンフレットや展示会等）で公開済みのものも多い。（電気機器）

・インターネット上のみで公開された技術情報であり、その技術情報が特許審査で利用されるに値する詳細な技術情報を含む場合、利用性が求められると考える。規格書はこれに相当すると考えられるが、企業のホームページに掲載されている技術情報は紙媒体でも存在すると思われる。（電気機器）

・飛躍的に審査の質を向上させるとは思われない。（電気機器）
・化学や生物、医薬の分野においては、先端技術は特許出願書面や学会の要旨集等の印刷物で存在すると思われる。（化学）

・わからない。（電気機器）

既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるかについては、利用できないとする企業もあったが、わからないとする企業も複数あった。インターネット情報は信頼性が高くないことから先行技術文献調査において利用することはあまりなく、既存のウェブアーカイブサービス（ウェイバックマシーン等）も利用したことがなかったのでわからないとする企業もあった。

(b)　既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるか。
・利用できないと考える。（電気機器 2 社） ・わからない。（情報・通信、電気機器、化学） ・利用できると考えるが、日付情報と非改ざん性についての留意は必要と考える。（電

気機器）

既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるかについては、情報の蓄積日及び蓄積された情報が改ざんされていないことに対する信頼性の問題が多く挙げられた。

また、民間のウェブアーカイブサービスは、「民間が民間向けに構築しているため、特許審査に有用な情報とのずれや密度の低さが考えられる」点や、「恒久的に継続しない問題」を挙げた企業もあった。

他方、既存のウェブアーカイブサービスは、「削除請求ができることや収集拒否設定を行うことができることにより情報が恣意的に抜かれる問題がある」点を挙げた企業もあった。

(c) 既存のウェブアーカイブサービスはどのような問題があると考えられるか。
・蓄積されている情報の信頼性が担保されていない問題がある。（情報・通信） ・インターネット上の情報は、改ざんが容易であることから、ウェブアーカイブサービスの信頼性をどう捉えるかが重要。（情報・通信） ・裁判での証拠力。（情報・通信） ・日付や非改ざん性が認定されているかの問題がある。削除請求ができることや収集拒否設定を行うことができることにより情報が恣意的に抜かれる問題がある。（情報・通信） ・日付情報と非改ざん性の信頼性。（電気機器） ・蓄積日時にその情報が実在していたことに対する信頼性と改ざんされていないことに対する信頼性。（電気機器） ・公的なものでないので日付と非改ざん性に問題があると考える。（電気機器） ・公の機関のサービスでないと日付が信頼できない。（電気機器） ・非改ざん性及び公開日の立証の問題、また検索（特に特許分類の付与がなされていないこと）の問題があると考える。（電気機器） ・日付や非改ざん性について法的に保証されていない。民間が民間向けに構築しているため、特許審査に有用な情報とのずれや密度の低さが考えられる。（電気機器） ・民間が運営しているウェブアーカイブサービスの場合、恒久的に継続しない問題が考えられる。また、情報に対する公的な裏付けがない問題が考えられる。（電気機器） ・インターネット上の情報の蓄積の日付や非改ざん性が保証されていないウェブアーカイブは利用できないと考える。（繊維）

② 特許庁がウェブアーカイブを構築する場合

特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについては、積極的に構築すべきと考えるとした企業もあったが、「蓄積された情報について法的根拠があれば、構築することは問題ないと考える」とする企業、「構築されたウェブアーカイブが一般にオープン（公開）にされるのであれば、構築することは問題ないと考える」とする企業があり、また、構築するのであれば「公開されることが望まれる」とする企業が複数あった。

また、「費用対効果の検討が望まれる」、「ウェブ上には、正しい情報や誤った情報など様々なレベルの情報があるので、収集する内容によると考える」とする企業もあり、反対するとした企業もあった。

特に蓄積される情報の内容については、「電気、情報、通信分野の規格書は非特許文献として審査において重要であると考える」、「日付情報のない情報の蓄積も望まれる」、「ビジネスモデルやソフトウェアの分野で有用と考える」、「オープンソースの情報を蓄積するのは意味があるように思われる」とされた一方、企業サイトの技術情報については「特許出願後であるか学会等において紙媒体で先に公表されていると思われる」等とした企業も複数あった。

なお、規格書等については「規格団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうか」とする企業も複数あった。

(a)　積極的に構築すべきかどうか。
・積極的に構築すべきと考える。日付情報のない情報の蓄積も望まれる。 ウェブ上でのみ公開される情報が多い分野の蓄積が望まれる。ビジネスモデルやソフトウェアの分野で有用と考える。（電気機器） ・IT 系の情報の蓄積を想定していると思われるので積極的に構築すべきと考える。（電気機器） ・出願人としては、ビジネスモデル分野や情報分野においては有用であると考えられ、公開が望まれる。（情報・通信） ・構築は有用であると考える。（情報・通信） ・蓄積された情報について法的根拠があれば、構築することは問題ないと考える。（電気機器） ・公的機関が日付や非改ざん性を保証するのであれば構築することは問題ないと考える。（繊維） ・構築することは問題ないと考える。（化学）

・蓄積される情報の信憑性があるのであれば、構築することは問題ないと考えるが、費用対効果の検討が望まれる。企業サイトにだけ存在する技術情報があるのか疑問がある。企業サイトに掲載されている技術情報については詳細が、学会や新聞、製品発表等で先に公表されていると考える。また、規格団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうかと考える。他方、オープンソースの情報を蓄積するのは意味があるように思われる。（電気機器）

・インターネット情報も非特許文献として審査において重要であると考えるので、構築することは問題ないと考えるが、第三者にも公開されることが望まれる。電気、情報、通信分野の規格書は非特許文献として審査において重要であると考える。しかしながら、企業のホームページに掲載されている技術情報は、審査に利用する必要があるとは思われず、また、蓄積されることを望まない。
なお、規格書や技報については、情報掲載元が限られることから、情報掲載日等を個別に問合せることもできるかと考える。（電気機器）

・構築されたウェブアーカイブが一般にオープン（公開）にされるのであれば、構築することは問題ないと考える。（精密機械）
・構築するのであれば、一般にも公開されることが望まれる。なお、既存のウェブアーカイブサービスを審査に利用するよりは、特許庁が構築したものを審査に利用することが望まれる。（情報・通信）

・ウェブ上には、正しい情報や誤った情報など様々なレベルの情報があるので、収集する内容によると考える。なお、企業サイトの技術情報は特許出願後であるか学会等において紙媒体で先に公表されていると思われる。（情報・通信）

・将来、インターネット上のみで技術情報（特に規格書や論文）が公開される比率が高まって行くものと思われることを考えると、利用性が高まる時期を見据えたスケジュールで課題をクリアした上でウェブアーカイブを構築することは問題ないと考える。（電気機器）

・反対する。投資対効果の検討が望まれるが、投資に対する効果は得られないと考える。また、ウェブにしかない情報による拒絶理由通知のイメージが無く、目的が良く分からないが、特定の分野のみ蓄積されることが考えられ、不公平が生じることが考えら

れる。審査における調査は限界があるので、当事者間の争いとなったものについてのみ、その争いにおいて解決すれば良いように考える。（電気機器）

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、蓄積の段階においては、「蓄積する情報、蓄積しない情報をどう取捨選択するかや、蓄積する情報が膨大となることの問題」、「蓄積情報が特定の分野に偏ると不公平となる問題」、「アクセスにパスワードが必要な会員サイト等に掲載された情報をどのように取扱うのか懸念される」点等が挙げられた。

審査の段階においては、「ウェブアーカイブに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題」、企業サイトは適宜修正が行われていることに対する「修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱い」の問題等が挙げられ、「日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ情報は外国出願にも適用されないと問題であると考える」点も挙げられた。

公開の段階においては、著作権の問題が多く挙げられたが、「特許庁が利用するものと同程度の情報を一般にも利用可能としていただけなければ、先行技術文献調査の結果、特許性ありとして出願したものが、拒絶される確率が高くなってしまい、出願費用の負担が増大する問題」があるとした企業もあった。

企業サイトの情報が蓄積され、公開された場合の著作権法上の具体的な問題点としては、「契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じる」点が複数の企業より挙げられた。また、公開された場合、「古い情報は消費者に誤解を与える可能性がある」とし、「第三者公開されるのであれば、ウェブアーカイブ文献である注意書きと、情報掲載者の求めに応じて削除する手当てが必要であると考える」とした企業もあった。

なお、蓄積された情報の公開を、許諾を得た上で行う場合、「許諾された情報のみの公開となるため、情報の偏りが生じる可能性」の問題が挙げられた。

その他としては、「悪意で利用されることが考えられる」点や分類付与を含めた「集めた情報の整理の仕方」の問題、「コスト」の問題、ハッカー等からの「セキュリティの問題」等が挙げられた。

(b)　どのような問題があると考えられるか。（複数回答）
＜蓄積の段階＞ ・各分野において、抜け漏れなく情報を収集することができるかの問題がある。（情報・通信） ・蓄積する情報、蓄積しない情報をどう取捨選択するかや、蓄積する情報が膨大となることの問題があると考える。（情報・通信）

・蓄積情報が特定の分野に偏ると不公平となる問題がある。(電気機器)
・収集されて情報が利用される企業と、公開はしているが収集されず利用されない企業とがあると不公平となる問題がある。どのような基準で自動収集するのか事前に明確にされることが望まれる。(パスワードが必要なサイトの蓄積の有無等も含めて)(情報・通信)
・情報が収集される企業の規模に偏りが生じた場合、不公平を生じる可能性がある。(電気機器)
・収集内容。(情報・通信)

・収集情報のバランスが問題となると考える。ワールドワイドな言語への対応の問題があると考える。独自に標準を構築している中国の情報やロシアの情報等についてどのように対応していくのかの検討が望まれる。(審査官も翻訳なしでは内容を理解できないのではないか。)(電気機器)

・一般への公開を意図していないアクセスにパスワードが必要な会員サイト等に掲載された情報をどのように取扱うのか懸念される。ウェブアーカイブを構築する場合、情報掲載元への説明や情報掲載元からの意見の機会が必要であると考える。特に、商品のコピーが容易なソフトウェア業界、及びこれに類する情報財業界等においては、情報が蓄積されることに抵抗感が大きいと考えられる。(情報・通信)

・書き換え等がなされた場合、同一性保持権の問題があると考える。(化学)

・ホームページ上の情報は、一部のページ、一部の記載だけが更新されることが頻繁に行われており、各情報がいつ公開されたものであるのか、その公開日をわかりやすく表示する必要があると考える。(電気機器)

＜審査の段階＞
・ウェブアーカイブに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題があると考える。(電気機器)
・公開日およびその日付の確定方法について、特許庁が蓄積した日なのか、情報掲載元が掲載した日なのか認識を統一する必要があると思われる。(化学)

・特許公開公報は内容が修正されることはないが、企業のサイトは企業が適宜修正を行

っている。修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いについても検討が必要と考える。（化学）

・日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ情報は外国出願にも適用されないと問題であると考える。（電気機器、精密機械）

＜公開の段階＞

・特許庁が利用するものと同程度の情報を一般にも利用可能としていただけなければ、先行技術文献調査の結果、特許性ありとして出願したものが、拒絶される確率が高くなってしまい、出願費用の負担が増大する問題がある。（情報・通信）

・蓄積された情報が公開されてしまうと、契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じることが考えられる（ex.タレントやモデル等との契約）。（電気機器）

・掲載情報の利用許諾については、著作権が問題になる可能性がある。主に画像の２次使用の際、著作権者との契約等をクリアにしなくてはならない問題も発生する（２次使用に対する契約が取り交わされていないものもあるので）。（精密機械）

・企業のホームページに掲載されているパンフレットやマニュアル等がウェブアーカイブに蓄積され、第三者公開されると著作権の問題が生じる。また、古い情報は消費者に誤解を与える可能性がある（残しておきたくない情報もある）。第三者公開されるのであれば、ウェブアーカイブ文献である注意書き（つまり、古い情報である可能性があることの明示）と、情報掲載者の求めに応じて削除する手当てが必要であると考える。（電気機器）

・過去の情報が公開され続けると不具合が生じることも考えられる（種々の事情から改定する場合もあるため）。（電気機器）

・インターネット上に間違って公開してしまい削除する場合や、数値等の間違いを修正する場合あるので、蓄積された情報の削除や修正の申し入れの機会の検討が望まれる。（繊維）

・蓄積情報について、情報掲載元企業に許諾を取った上で、一般公開するのであれば、許諾した企業と許諾しない企業との間に差が出て不公平となる問題がある。（情報・通信）

・蓄積された情報の公開を、許諾を得た上で行う場合、許諾された情報のみの公開とな

るため、情報の偏りが生じる可能性があると考えられる。（電気機器）

・第三者公開においては著作権の問題が生じると考える。（電気機器）
・著作権帰属の問題を解決する必要があると考える。（電気機器）
・法的観点として、著作権法上の問題があると考える。（情報・通信）
・著作権。（情報・通信）
・蓄積された情報が第三者の権利を侵害していた場合の取扱い。（情報・通信）

＜その他＞
・悪意で利用されることが考えられる。（電気機器、精密機械）
・集めた情報の整理の仕方についても問題があると考える。（電気機器）
・検索においては、キーワード検索では十分でなく、分類付与を行う必要があると考える。（電気機器）
・コスト（電気機器）
・民業を圧迫しないであろうか。（情報・通信）
・民間が構築するよりは信頼性があるものと考えるが、セキュリティの問題が考えられる。ハッカー等により蓄積日時や内容が改ざんされていないことをどのように担保するかの問題が考えられる。（電気機器）
・裁判での証拠力。（情報・通信）

特許庁がウェブアーカイブを構築し、調査対象企業のインターネット上の公開情報を当該ウェブアーカイブに蓄積した場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができると考えるかについては、「案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるため」等により「許諾することはできないと考える」企業、「現時点ではわからない」とする企業が多かった。

(c)　蓄積された情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができると考えるか。

・許諾することはできないと考える。案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるため。（電気機器）
・許諾することはできないと考える。主に画像の２次使用の際、著作権者との契約等をクリアにしなくてはならない問題が発生するため。（精密機械）
・許諾できないと考える。（電気機器２社）
・内容によると考えるが、原著作権者との契約があるものもあるので煩雑となり許諾は

難しいと考える。（情報・通信）

・現時点ではわからない。掲載期間の取り決め等の契約がからむ情報もあり、作業が煩雑となることが考えられる。（電気機器）
・著作権の問題もあり現時点ではわからない。（電気機器）
・現時点ではわからない。（情報・通信）
・先行技術文献としての利用以外に利用されることが考えられるため、インターネット上の情報提供者の許諾が得られるかどうかは、意見が分かれると思われる。（情報・通信）
・現時点ではわからない。現時点で技術情報と考える内容については冊子も発行していると考えているが、どのような情報の許諾を求められるかにより対応が変わってくると思われる。許諾を求められるのではなく、インターネット上の情報について、特許庁から必要な情報の提出が求められるのであれば、提出することは問題ないと考える。（化学）

・広く公開することを目的としている内容については許諾できると考える。（情報・通信）
・手続きが煩雑でなければ許諾することができると考える。（繊維）

蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした企業が多かった。

(d)　蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうか。
・利用する。（電気機器 6 社、情報・通信 4 社、精密機械、化学、繊維） ・利用する。公的な情報であるので。ビジネスモデルの分野では、キーワード検索が難しいことから、ＩＰＣやＦＩのような分類の付与が望まれる。（電気機器） ・公開された技術情報の範囲が広範で、検索の使い勝手が良ければ利用すると考える。（電気機器）

蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかについては、「インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できると考える」とする企業もあったが、「タイムスタンプが確かなものであれば納得できると考える」、「蓄積される情報が、規格書や技報

であり、システムに信頼性があれば納得できると考える」とする企業もあった。そして、「運用方針の詳細説明が求められる」とし、「拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報のハードコピーが出願人の手元に届くことは必要」であり、「一瞬のみ公表された情報の取扱い」、「海外特許庁へはどのように提供されるのか」等について事前に検討されることが望まれるとする企業もあり、「公開されることが望まれる」とする企業も複数あった。

他方、「納得できないと考える」とする企業も複数あり、「大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、出願している。また、特許庁は産業界に出願前先行技術文献調査を要請している」とする企業や「出願時に出願人が先行技術文献調査できない情報があるとすると、出願人にとっても審査をする特許庁にとっても無駄な出願をすることになる。また、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨にも反するものと考えられる」とする企業もあり、また、「自社のインターネット情報が引用された場合、内容を自社にて確認し、内容が異なれば申立てをすることができるが、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題がある」とする企業もあった。

そして、先行技術文献調査が出願人に求められているが、「インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではない。蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明」、また、「蓄積された情報が公開されないのであれば、出願人にとっては、出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないことに対する説明」等が求められるとする企業もあった。

(e) 蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるか。（当該蓄積情報にタイムスタンプ等で存在証明と非改ざん性証明がなされていれば納得できるか。インデックス情報が予め開示されていれば納得できるか。）
・インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できると考える。なお、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報のハードコピーが出願人の手元に届くことは必要である。（電気機器） ・自動収集した内容及び自動収集した日にちがインデックス情報として予め開示されていれば納得できると考える。タイムスタンプはあった方が納得できると考える。拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報の書面が手元に届かないのであれば問題である。（繊維）

・蓄積された情報について法的根拠があり、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報が出願人の手元に送付されてくるのであれば、納得できると考える。現状引用文献として送付されてくるインターネット情報は見にくいものもある。見やすいものでの送付が望まれる。拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報については、包袋の一部として、IPDL等で日本中どこからでも閲覧できるような法改正が望まれる。また、海外特許庁へはどのように提供されるのか明確にすることが望まれる。(電気機器)

・タイムスタンプが確かなものであれば納得できると考える。
日本で公表済みの製品に対し外国で冒認出願がなされ争いとなった場合等、関連する情報(パンフレット等)を特許庁が蓄積しているならば、特許庁が日付を認証した情報として提供できることが望まれる(当該外国特許庁が同様なウェブアーカイブを有するような状況であるのであれば相互にその情報を認め合うことが望まれる)。(電気機器)

・タイムスタンプ等で存在証明と非改ざん性証明がなされている蓄積情報が提供され、提供を受けた側でも、タイムスタンプ等の確認が出来れば、納得できると考える。(情報・通信)

・蓄積される情報が、規格書や技報であり、システムに信頼性があれば納得できると考えるが公開が望まれる。日付情報と非改ざん性に少しでも信頼性を欠くようなシステムは構築しないでほしい。(電気機器)

・出願人としては公開が望まれるが、ビジネスモデル等の出願において、インターネット上の情報も審査において有用であると考えるので、受け入れると考える。(情報・通信)

・運用方針の詳細説明が求められる。存在証明と非改ざん性証明は信憑性があるのであれば納得できると考えるが、一瞬のみ公表された情報の取扱いなど、事前に検討される必要がある(例えば、一年間公開されていた情報のみ利用するなど)。事業を左右する案件ほど情報の信憑性について疑いを持つと考える。なお、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報のハードコピーが出願人の手元に届くことは必要である。(電気機器)

・情報蓄積の条件や管理内容を常に明確に開示する事が大切で、管理体制がしっかりしていれば、蓄積情報を信用することができる。特許庁のデータベースが意図的に改ざんされることは、ほとんどないと思うが、蓄積情報の信用性を疑う人が出ることもあり得なくは無い。
また、拒絶理由通知で知らされた情報が例えば1画面のみであった場合、出願人が内容に疑問を持ち、その前後やリンク先の情報を知りたいと思う可能性が考えられる。
通知する情報の単位(範囲)についての検討が望まれる。
（電気機器)

・費用をかけて特許性を調査した上で、さらに費用をかけて出願しているので、蓄積された情報の公開が望まれるが、特許庁が蓄積した情報にタイムスタンプ等で存在証明と非改ざん性証明がなされていれば納得せざるを得ないと考える。
公開されないのであれば、どのような情報により拒絶理由で引用される可能性があるのかを予め知らされることを望むが、先行調査にかけられる費用は限られているので、特許庁が構築するウェブアーカイブの一般への公開が望まれる。(情報・通信)

・先行技術文献調査が出願人に求められている。インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではない。蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明が求められる。(現状では著作権の問題で公開できないが、将来的には公開することを目指しているのか、それとも、海外にデータを持っていかれないという国益のために公開しないのか、等)(電気機器)

・存在証明と非改ざん性証明として、タイムスタンプは納得できるが、蓄積された情報が公開されないことは納得できない。
例えば、10年前にウェブアーカイブに蓄積され、その後インターネット上から削除された情報が拒絶理由通知で知らされたとしても納得しがたい。
蓄積された情報が公開されないのであれば、出願人にとっては、出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないことに対する説明、また、蓄積された情報が、公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていたことに対してどのように運用されるかの説明が求められる。
その他、特許庁が構築するウェブアーカイブはどのようなもので、どう使うのかの時系列での詳細な説明が求められる。(情報・通信)

・蓄積された情報が公開されないことには納得できないと考える。公開するために法改正が必要であるならば、法改正が望まれる。
出願時に出願人が先行技術文献調査できない情報があるとすると、出願人にとっても審査をする特許庁にとっても無駄な出願をすることになる。
また、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨にも反するものと考えられる。（電気機器）

・納得できないと考える。著作権法の手当てが望まれる。大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、出願している。特許庁は産業界に出願前先行技術文献調査を要請している。公開しないことは技術の公開を前提としている特許法の主旨に反する。また、特許庁が構築したウェブアーカイブが一般に公開されず、拒絶理由で引用されたウェブアーカイブ情報について争いとなった場合、そのウェブアーカイブ情報の関連部分について確認する必要が生じた場合、確認できないと問題となる。（精密機械）

・納得できないと考える。自社のインターネット情報が引用された場合、内容を自社にて確認し、内容が異なれば申立てをすることができるが、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題がある。（化学）

４． 小括

（１） 団体

団体において、特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについては、会員サイトのように閲覧者を限定する運用がなされ、プロテクトがかけられているサイトの情報を無断で収集することは望ましくない点や検討段階の文書は不完全であることから審査で利用することは望ましくないとする点、収集された情報が審査に利用された場合には特許庁が蓄積した情報について、情報掲載元にその真偽を求められる状況が起こり得るように思われる点等が挙げられ、標準や規格については、広く使っていただくものではあるが、これらの情報を含めホームページに掲載している情報は、ウェブアーカイブシステムにより自動収集され、特許審査に利用されることを想定して運用されていないことへの懸念が認められた。

（２）　企業

次に、企業において、既存のウェブアーカイブサービスは特許審査に利用できると考えるかについては、既存のウェブアーカイブサービス（ウェイバックマシーン等）を利用したことがなかったとする企業もあり、わからないとする企業もあった。

特許庁がウェブアーカイブを積極的に構築すべきかどうかについては、積極的に構築すべきと考えるとした企業もあったが、蓄積された情報について法的根拠があれば構築することは問題ないとする企業、一般に公開にされるのであれば構築することは問題ないとする企業もあった。また、費用対効果の検討が望まれる、蓄積される内容によるとする企業もあり、反対するとした企業もあった。

特に、蓄積される情報の内容については、情報・通信・電気分野の標準や規格、ビジネスモデルやソフトウェア分野は審査において有用であるとした企業があった一方、企業サイトの技術情報については特許出願後であるか、学会や展示会、パンフレット等において紙媒体で先に公表されていると思われるとした企業が複数あった。なお、標準や規格については策定団体等へ必要な情報の保存・提出の働きかけはできないのであろうかとする企業もあった。

特許庁がウェブアーカイブを構築する場合、どのような問題があると考えられるかについて、審査の段階においては、ウェブアーカイブに蓄積された日付とウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかの問題、企業サイトは適宜修正が行われていることに対する修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの問題、日本出願に対し拒絶理由に引用されたウェブアーカイブ文献は外国出願に適用されるのかどうかの問題等が挙げられた。また、公開の段階においては、企業サイトの情報が蓄積され公開された場合、契約において著作物の二次利用が禁じられている場合に問題が生じる点が複数の企業より挙げられた。そして、企業サイトの情報が蓄積された場合、その情報を特許庁がインターネット上に公開することを許諾することができると考えるかについては、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であるので許諾することはできないと考える企業、現時点ではわからないとする企業が多かった一方で、蓄積された情報を特許庁が公開した場合、利用するかどうかについては、利用するとした企業が多く、公開されることのニーズが認められた。

蓄積された情報が公開されず、特許出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できなかった場合、その情報の日付情報と非改ざん性について納得できるかについては、インデックス情報が予め開示され、タイムスタンプがあれば、納得できるとする企業もあったが、タイムスタンプが確かなものであれば納得できる、蓄積される情報が規格書や技報であり、システムに信頼性があれば納得できるとする企業もあった。

そして、運用方針の詳細説明が求められるとし、一瞬のみ公表された情報の取扱い、海

外特許庁へはどのように提供されるのか等について事前に検討されることが望まれるとする企業もあり、また、公開されることが望まれるとする企業も複数あった。

他方、納得できないとする企業も複数あり、大きな費用をかけて公知例が無いことを先行技術文献調査で確認し、特許出願しているとする企業や、蓄積された情報が公開されないことは、技術を公開することを前提とした特許制度の主旨に反するとする企業もあり、他社のインターネット情報が引用された場合、申立てのための先行技術文献の地位の確認ができない問題があるとする企業もあった。

そして、先行技術文献調査が出願人に求められているが、インデックス情報で収集サイトが開示されたとしても、企業において、別途そのサイトを随時蓄積することはコストもかかり現実的ではないことから、蓄積された情報が公開されないのであれば、その理由の説明、また、出願人が出願時にその情報が公知であったことを知り得ることができないことに対する説明等が求められるとする企業もあった。

X.　特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点・留意点

1.　序説

インターネット上で公開された先端技術情報について、特許庁がウェブアーカイブに記録して審査資料として利用する場合の論点・留意点としては、蓄積の段階、審査の段階、公開の段階それぞれにおいて、例えば下記の点等が想定される（図 10-1)。

そして、問題が顕在化すると想定される点のひとつとして、裁判となった場合のウェブアーカイブ文献の証拠力の問題があると考えられることから、本調査研究においては、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点について検討を行った。

また、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかの論点についても検討を行った。さらに、その他主な論点、留意点の抽出を行った。

〈蓄積の段階〉

情報蓄積
・パスワードが必要な情報の取扱い
・有償情報の取扱い
・蓄積内容

著作権
・複製権　・同一性保持権

システム
・存在証明・非改ざん性証明
・蓄積の頻度
・自動収集可能ではない情報の取扱い
・文字化け等の不具合
・品質の検証方法

〈審査の段階〉

特許法、施行規則、審査基準
・公知性　・公知日
・修正前後の情報の取扱い
・理由があって削除された情報の取扱い

システム
・検索、照会

〈公開の段階〉

著作権
・公衆送信権（第三者公開）

その他
・公開の範囲、条件等

図 10-1　論点・留意点の例

２．　論点

（１）　ウェブアーカイブ文献の証拠力

ウェブアーカイブ文献は出版された文献のように発行日情報が無く、また、インクの上書き跡等のアナログ情報による改ざん性の推定も容易ではないことから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点がある。

（ｉ）　想定されるウェブアーカイブシステム

本報告書第Ｉ章に記したように、現在、我が国特許庁においては、対象ＵＲＬを設定し、設定された対象ＵＲＬで公開されている情報を自動収集（クローリング）し、インデックスを作成するとともに、情報を蓄積した日付及び蓄積後に改ざんされていないことを証明する仕組みとしてタイムスタンプを導入したウェブアーカイブシステムを想定している（図 10-2)。なお、想定されるタイムスタンプの概要を資料Ｉにまとめた。

図 10-2　想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図（１）

また、本ウェブアーカイブシステムは、特許庁審査官が利用することを想定しており、蓄積された情報の第三者公開は行わないことが想定されている。このため、特許出願人は、出願審査の拒絶理由通知で知らされた情報が、インターネット上で発見できない場合が生じる（図 10-3）。

図 10-3　想定されるウェブアーカイブシステムのイメージ図（2）

なお、蓄積される情報は、技術標準や規格等ある程度まとまっている文書の蓄積が想定されており、蓄積時のファイル形式は、プリントアウトされた状態に近い PDF 等の形式が想定されている。蓄積情報の記録は、特許庁の電子計算機上の記録（HDD）が想定されており、また、収集機関は特許庁であるが、作業自体は外注（非公務員による作成）も視野に入れることが想定されている

（ⅱ）　裁判となった場合

蓄積情報は、電磁的記録媒体（HDD など）に蓄積されることが想定されている。

電磁的記録媒体に蓄積された情報は、それ自体、直接に人の目で見て、読んで、内容を認識することができないという特性を有することから、従来から、民事訴訟法上の扱いについては議論がある。現在の実務において比較的多数の考え方であろうと思われる見解によれば、訴訟では、プリントアウトしたものが文書の原本として扱われ、その文書を書証に関する方式により取り調べることになるであろう。そして、文書の証拠力については、文書の記載内容が作成者の思想の表現であると認められるか否かという形式的証拠力と、立証命題となる事実を証明するにつき文書の記載内容がどの程度寄与し得るのかという実質的証拠力の問題があるとされる。議論はあり得るが、実務の傾向としては、電磁的記録

媒体に蓄積された情報をプリントアウトしたものについては、情報処理がコンピュータシステムにより機械的に行われる部分が多くを占めることもあって、形式的証拠力は問題にならないのが通常であるとされ、実質的証拠力の問題として処理される傾向にあるといえる。

そこで、ウェブアーカイブシステムについてみれば、本件蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、①　蓄積・記録過程の正確性、②　蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③　蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される（ウェブアーカイブ情報の収集先における情報の改ざんなどの問題は、ウェブアーカイブ固有の問題ではないので、ここでの検討対象とはしない。）。

裁判となった場合には、裁判所が、文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる。そして、裁判において、ウェブアーカイブ文献の証拠力が争われる場合の想定として主なものを挙げてみると、第１に、本件①ないし③の過程を通じたウェブアーカイブシステム自体に生じ得る誤りや不正確性などが問題とされる可能性が想定される。すなわち、システム自体の信頼性に係る問題である。第２に、システムに関与する者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これは、関与者が改ざんなどを行うのを防止するシステム上の問題であると同時に、関与者の教育など労務管理的な側面も有する。第３に、特に上記②の保管過程において、外部の第三者によって人為的な改ざんなどが行われたのではないかという点が問題とされる可能性が想定される。これもシステムの改ざんなどの防止に関するセキュリティシステムの問題であろう。

以上の想定から整理し直せば、⑴上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており、実際に誤りなく作動しているのか、⑵上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され、実際に作動しているのか、さらに、⑶本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。既に前記本編第Ⅵ章２．で検討した現実の裁判での争われ方も参考になるであろう。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少ないであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

（２） 公知性

インターネット上への情報の掲載は容易であることから、誤りのある情報や公開する意図のなかった情報を一瞬だけ掲載してしまった後、すぐに削除されるケースがある。

このようにインターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点もある。

なお、「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第５章には電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」の記載があり、この基準の運用を適切に行ううえで、短時間とはどの程度を意味するのかの争いが生じる可能性が考えられる。

(2) 電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例

インターネット等にのせられていても、次に該当するものは公衆に利用可能な情報であるとは言い難い。

① インターネット等にのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスできないもの。

② 情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ、部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）。

③ 情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く）。

④ 公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）。

（出典：特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第５章[1] ４頁）

[1] 特許・実用新案審査基準(更新日 2009.12.25)
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm>［最終アクセス日 2010 年 3 月 11 日］

システムにおいて、一定の間隔で複数回クローリングを行い、そのうえで情報を構築すべきか否かという観点での検討も必要と考えられるが、特許・実用新案審査基準において、「短時間だけインターネット上で公開されたもの」は「公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例」として挙げられているにすぎず、審査実務においては、審査官が審査時にインターネット上で発見した場合には通常は問題にはならないことから、短時間がどの程度かということは明確ではなく、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に、「公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの」についての運用の詳細の検討が求められるものと考える。

このため、この論点は、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、より問題となるものと考える。

（３）　その他論点（第三者公開）

その他の主な論点としては、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者公開が挙げられる。

ヒアリングやアンケート結果によれば、ウェブアーカイブに蓄積された情報の第三者への公開のニーズはあるが、第三者にネットワークを介して公開することとすると、著作権法第 23 条[2]により、情報掲載元（著作権者）に公衆送信権の許諾を得ることが必要となる。これまでに特許庁が蓄積を進めてきている意匠や CSDB（コンピュータ・ソフトウエア・データベース）のインターネット公知資料の公開にあたっては、許諾を得ることが難しい現状があり、特に、企業サイトにおいて公開された情報については、著作権者との契約により著作物の二次利用が禁じられている場合もあり、案件毎に契約状況等を確認するのは煩雑であることから許諾することは難しいとする企業もある。

しかしながら、特許庁が構築するウェブアーカイブに蓄積された情報が第三者に公開されない場合、出願人は出願時に先行技術文献調査により検索できない情報により、出願が拒絶される場合が生じる。

出願人は、大きな費用をかけて先行技術文献がないことを先行技術文献調査で確認して出願し、将来取得される特許権を前提に膨大な費用を投じて研究開発を進めており、また、特許庁は先行技術文献調査を出願人に求めていることからも、公開を望む企業も多い。

このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。その際には、情

---

[2] 第二十三条
著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。
２　著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

報の一部のみの利用は無料としつつも、情報全体を利用する際には、利用者にコストを負担させることについても検討することも求められよう。

３．　留意点

（１）　情報蓄積時の留意点

（ｉ）　アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱い

情報へのアクセスにパスワードが必要な場合、例えば、特定の会員のみを対象として掲載された一般に公開することを目的としていない場合がある。また、会員以外にも有償により広く公表することを目的とする場合や印刷された冊子は有償であっても、インターネット上での閲覧はパスワード不要で無償で可能な場合もある。

特に、一般に公開することを目的としていない情報の取扱いに対しては留意が必要であると考えるが、他方で、広く公表することを目的とする情報であっても、アクセスにパスワードが必要かどうか、また、有償であるかどうかについて、情報掲載元により様々であることが考えられることから、ウェブアーカイブシステム構築においては、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の取扱いについて、詳細な検討が求められると考える。

（ⅱ）　自動収集に対する抵抗感

ヒアリング及びアンケートの調査対象であった準公的標準化団体においても企業においても、ウェブアーカイブシステムによって掲載している情報が自動収集されることを想定してホームページを運営していない現状があった。また、出願人でもある企業においても、既存のウェブアーカイブサービス（ウェイバックマシン等）も十分には知られておらず、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築予定であることを知らなかったとする企業もあった。

準公的標準化団体においても企業においても、特許庁が構築するウェブアーカイブシステムの自動収集の範囲や方針、根拠等や、審査実務における運用の詳細を十分に事前に明確にされることなく、インターネット上の公開情報が自動収集され、審査に利用されることについては、様々な懸念を抱き、抵抗を感じていることに対する対応が求められると考える。

（２）　審査時の留意点

（ｉ）　公知日

現行の「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第 5 章[3]においては、「公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行う」としている。特許庁がウェブアーカイブを構築する場合には、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であると考える。

（ⅱ）　修正前後の情報や理由があって削除された情報の取扱い

インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの検討が求められると考える。また、情報掲載元から蓄積された情報の削除や修正の申し入れの機会を設けることについての検討も求められるが、その場合は情報掲載元から情報が恣意的に削除される可能性についても検討が求められると考える。

（３）　他の特許庁との運用の調和の必要性

ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいと考える。特に、特許庁が構築したウェブアーカイブに蓄積された情報が欧米の特許庁をはじめとする他の特許庁における審査において、どのように取り扱われるかということについては、日米欧三極特許庁会合等の場を通じて、十分に議論が行われ、審査実務の調和を図る方向で検討されることが必要であると考える。

[3] 前掲 1

XI.　まとめ

本調査研究は、審査実務におけるウェブアーカイブに記録された先端技術情報の取扱いについて整理・検討するための基礎資料作成を目的として実施した。

現在既に民間のウェブアーカイブサービスは存在しており、米国、英国、ドイツ、欧州特許庁の審査実務において、米国のNPO法人であるインターネットアーカイブが運営しているウェイバックマシンに記録されている情報を、特定のウェブページが公衆に利用可能となった日付を確認するために利用されていた。しかしながら、ウェイバックマシンに記録された情報の信頼性が争われた審決・判決等において、その信頼性に対する判断は事例により異なるものであった。

そして、我が国特許庁がウェブアーカイブを構築し、蓄積した先端技術情報を審査資料として利用する場合、問題が顕在化すると想定される点のひとつとして、裁判となった場合のウェブアーカイブ文献の証拠力の問題があると考えられることから、どのようなシステムに蓄積された情報（どのような存在証明及び非改ざん性証明がなされたシステムに蓄積された情報）であれば、裁判となった場合、日付情報と非改ざん性について、裁判官が合理的に確からしいとする心証に達するかの論点について検討を行った。

また、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかの論点についても検討を行った。さらに、その他主な論点、留意点の抽出を行った。

ウェブアーカイブ文献の証拠力の問題については､ウェブアーカイブシステムについて、蓄積情報自体並びにこれに付加されたインデックス及びタイムスタンプ部分について、①蓄積・記録過程の正確性、②　蓄積・記録後の保管過程の正確性（非改ざん性）、③　蓄積・記録及び保管後のプリントアウト過程の正確性という点について争いとなる余地があるものと予想される。

裁判となった場合には、裁判所が、プリントアウトした文書の形状などのほか当該文書以外の事情なども総合して、自由心証により実質的証拠力（証拠価値）を評価することになる｡そして､⑴上記①ないし③のすべての過程が機械的かつ正確に行われるシステムになっており､実際に誤りなく作動しているのか､⑵上記①ないし③の過程、特に情報等の保管過程における改ざんなどの防止のためのセキュリティシステムがどの程度の堅固さで確立され､実際に作動しているのか､さらに､⑶本件システムに関与する人が改ざんなどの行為を行わないよう、人的リスクに対する教育などの制度が確立され、実際に機能しているのかといった点が重要になってくるように思われる。

一般に、上記①ないし③の過程が機械的に行われるものとして設計されておれば、人為的な改ざんなどが入る余地が少ないであろうという経験則が働き、裁判所の心証形成にプラスに働く有力な要素となるものと思われる。しかし、そのようなシステムの設計に不備

があったり、誤った日付情報が付された実例が出現したりすると、上記のシステム自体の信頼度が大きく低下し、裁判所の心証形成にマイナスに働くこととなる。これらの事情を中心としつつ当該事件に現れた様々な事情を総合して、ウェブアーカイブ文献の証拠力に関する裁判所の心証が形成されることになる。

主として以上のような点に留意して、ウェブアーカイブシステムを設計し、設計どおりに作動させ、これに関与する人的なリスクを回避するよう努める必要があろう。そして、それが実現すれば、ウェブアーカイブ文献は、裁判にも耐え得る証拠となるであろう。

なお、以上は、日本における裁判実務の現状をもとに検討したものである。将来、訴訟法が改正されるなどすれば事情が変わる可能性もないではないし、外国の裁判でどのように扱われるかは、別途の検討が必要である。

次に、公知性に係る点として、インターネット上に一瞬だけ公開された情報がウェブアーカイブシステムにより情報が固定化され、審査に利用されることに問題はないのかという論点については、一瞬だけ公開された情報も公衆に利用可能な情報であるといえるのかについて、現行の特許・実用新案審査基準においては、公衆に利用可能な情報であるとは言い難いものの例として、「公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）」が挙げられているにすぎず、今後、審査時点において、インターネット上には公開されておらず、ウェブアーカイブにのみ蓄積されている情報を利用する際に、「公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの」についての運用の詳細の検討が求められものと考える。

また、ウェブアーカイブに記録された情報の公知日について、ウェブアーカイブシステムに蓄積された日付と、ウェブアーカイブ文献に記載されている日付のどちらを公知日とするのかについて明確にされることが必要であると考える。

また、インターネット上の情報は適宜修正が行われることもあり、審査における修正前後の情報の取扱いや理由があって削除された情報の取扱いの検討が求められると考える。

さらには、ヒアリング結果でも指摘されているように、欧米の特許庁におけるウェブアーカイブ文献の利用との関係についても、十分に検討されることが望ましいと考える。

そして、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築し、インターネット上の公開情報を自動収集し、審査に利用するにあたっては、情報掲載元にも出願人にも、自動収集の目的や内容、範囲、方法、根拠等や、審査実務における運用の詳細が事前に十分に周知されることが望まれる。

情報掲載元においては、現状、掲載している情報が自動収集され、審査に利用されることを想定してホームページを運営しておらず、特に、アクセスにパスワードが必要な情報や有償情報の内容は情報掲載元により様々であり、今後、これらの情報の取扱いについての詳細な検討と事前の周知が必要であると考える。

他方、出願人に対しては、蓄積内容や審査実務における運用方針の詳細についても事前

に周知されることが望まれる。なお、ウェブアーカイブそのものが広くは知られていない現状もあったが、特許庁がウェブアーカイブシステムを構築した場合、蓄積された情報の公開を望む出願人が多く、このため、ヒアリング結果にもあるように、著作権法の改正等の法改正も視野に入れながら、特許庁が蓄積した情報を公開する方向で検討することが望まれる。

そして、今後さらに、特許庁がウェブアーカイブを構築するにあたっての論点、留意点等の整理・検討が進められ、的確な審査を実現し、産業の発達に寄与するシステムの検討が進められることが望まれる。